

○総務省令第七十号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の施行に伴い、並びに電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月二十五日

総務大臣 林 芳正

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に

掲げる対象規定及び二重傍線を付した共通見出しで改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定及び二重傍線を付した共通見出しで改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	
目次 第一章・第二章　〔略〕 第三章　土地の使用等 第一節　電気通信事業の認定（第四十条の九―第四十条の十九） 第二節　認定電気通信事業者による土地の使用（第四十一条―第五十四条） 第三節　铁塔等提供事業の認定等（第五十四条の二―第五十四条の二十五） 第四章　電気通信紛争処理委員会（第五十四条の二十六） 第五章　雑則（第五十五条―第七十二条） 附則 （用語） 第二条　〔略〕 2　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 〔一〕三　略 四　特定移動通信役務　法第十二条の二第四項第三号二に規定する特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務 〔五〕八　略 （電気通信事業の登録申請） 第四条　〔略〕 2　法第十条第一項第三号イに規定する専らその者の設置する電気通信回線設備を用いて提供される第一号基礎的電気通信役務に準ずるものとして総務省令で定めるものは、第十四条第四号に掲げる電気通信役務とする。 3　法第十条第一項第三号イの総務省令で定める第一号基礎的電気通信役務の種別は、次に掲げるものとする。 一　第十四条第一号、第三号及び第四号に掲げる第一号基礎的電気通信役務 二　第十四条第二号に掲げる第一号基礎的電気通信役務 三　第十四条第二号の二に掲げる第一号基礎的電気通信役務 4　法第十条第一項第三号イの総務省令で定める地域単位は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める単位とする。 一　前項第一号に掲げる第一号基礎的電気通信役務及び第二号基礎的電気通信役務に係る単位 市町村（特別区を含む。） 二　前項第二号及び第三号に掲げる第一号基礎的電気通信役務に係る単位　都道府県 5　法第十条第一項第六号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 〔一・二〕　略 6・7　〔略〕	
目次 第一章・第二章　〔同上〕 第三章　〔同上〕 第一節　事業の認定（第四十条の九―第四十条の十九） 第二節　土地の使用（第四十一条―第五十四条） 第四章　電気通信紛争処理委員会（第五十四条の二） 第五章　〔同上〕 附則 （用語） 第二条　〔同上〕 2　〔同上〕 〔一〕三　同上 四　特定移動通信役務　法第十二条の二第四項第二号二に規定する特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務 〔五〕八　同上 （電気通信事業の登録申請） 第四条　〔同上〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 2　法第十条第一項第五号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 〔一・二〕　同上 3・4　〔同上〕	改 正 前

「法第九条の登録を受けた者が法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者たる法人である場合」同条第三項第二号の指定に係る電気通信事業（電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響の程度を勘案して総務大臣が指定する者が営むものに限る。）	「法第九条の登録を受けた者が第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者たる法人である場合」全ての電気通信事業（電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響の程度を勘案して総務大臣が指定する者が営むものに限る。）	2「前項各号の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除に係る法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者たる法人又は第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者たる法人にその旨を通知するものとする。」	（特定電気通信設備の基準等）	第四条の三 法第十二条の二第四項第三号ロの総務省令で定める割合は、固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。以下同じ。）及び固定端末系伝送路設備以外の伝送路設備の別に計算し、固定端末系伝送路設備について十分の一とする。この場合において、電気通信回線の数は、電気通信回線の使用用途、周波数帯域の幅、伝送速度、芯線数等にかかわらず、一の回線につき一とする。	2 法第十二条の二第四項第三号ロの規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる特定電気通信設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。	第四条の四 法第十二条の二第四項第三号ニの総務省令で定める移動端末設備（以下「特定移動端末設備」という。）は、次に掲げる無線通信を行う移動する無線局の無線設備とする。	「一・二 略」	2 法第十二条の二第四項第三号ニの総務省令で定める割合は、百分の三とし、前年度末及び前々年度末における割合の合計を二で除して計算する。この場合において、同号ニの同一の電気通信事業者が設置する伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。）と同一の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数は、次に掲げる数の合計数とする。	「一・三 略」	3 法第十二条の二第四項第三号ニの規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる特定電気通信設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。	（軽微な変更）	第六条 法第十三条第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。	一 業務区域及び法第十条第一項第三号イ又はロに定める事項の変更にあつては、次のもの 「イゝハ 略」
（特定電気通信設備の基準等）	第四条の三 法第十二条の二第四項第二号ロの総務省令で定める割合は、固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。以下同じ。）及び固定端末系伝送路設備以外の伝送路設備の別に計算し、固定端末系伝送路設備について十分の一とする。この場合において、電気通信回線の数は、電気通信回線の使用用途、周波数帯域の幅、伝送速度、芯線数等にかかわらず、一の回線につき一とする。	2 法第十二条の二第四項第二号ロの規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる特定電気通信設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。	（特定電気通信設備の基準等）	第四条の三 法第十二条の二第四項第二号ロの総務省令で定める割合は、固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。以下同じ。）及び固定端末系伝送路設備以外の伝送路設備の別に計算し、固定端末系伝送路設備について十分の一とする。この場合において、電気通信回線の数は、電気通信回線の使用用途、周波数帯域の幅、伝送速度、芯線数等にかかわらず、一の回線につき一とする。	2 法第十二条の二第四項第二号ロの規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる特定電気通信設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。	第四条の四 法第十二条の二第四項第二号ニの総務省令で定める移動端末設備（以下「特定移動端末設備」という。）は、次に掲げる無線通信を行う移動する無線局の無線設備とする。	「一・二 同上」	2 法第十二条の二第四項第二号ニの総務省令で定める割合は、百分の三とし、前年度末及び前々年度末における割合の合計を二で除して計算する。この場合において、同号ニの同一の電気通信事業者が設置する伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。）と同一の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数は、次に掲げる数の合計数とする。	「一・三 同上」	3 法第十二条の二第四項第二号ニの規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる特定電気通信設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。	（軽微な変更）	第六条 「同上」	一 業務区域の変更にあつては、次のもの 「イゝハ 同上」

二 基礎的電気通信役務（法第十条第一項第三号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。第九条第七項第一号ニ、第十三条及び第二十二条の二の十において同じ。）に係る業務区域にその全部又は一部が含まれる地域単位区域の増加 〔二・三 略〕 （氏名等の変更の届出） 第七条 〔略〕 2 法第十三条第五項の規定による法第十条第一項第五号及び第六号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。 （電気通信事業の届出） 第九条 〔略〕	〔新設〕 〔二・三 同上〕 （氏名等の変更の届出） 第七条 〔同上〕 2 法第十三条第五項の規定による法第十条第一項第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。 （電気通信事業の届出） 第九条 〔同上〕
2 法第十六条第一項第六号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 〔一・二 略〕 3 〔略〕 4 法第十六条第三項の規定による同条第一項第五号又は第六号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。 〔5・6 略〕 7 〔略〕 一 業務区域及び法第十六条第一項第三号イ又はロに定める事項の変更にあつては、次に掲げるもの 〔イゝハ 略〕 二 基礎的電気通信役務に係る業務区域にその全部又は一部が含まれる地域単位区域の増加 〔二・三 略〕 〔8ゝ15 略〕 （電気通信役務等の変更の報告） 第十条 電気通信事業者は、第四条第七項第二号又は第九条第一項第二号の書類に変更があつたときは、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。 〔2ゝ4 略〕 （基礎的電気通信役務台帳の公表等） 第十三条 法第十八条の二第三号イの総務省令で定める事項は、基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少をしようとしている当該業務区域において当該基礎的電気通信役務に関する契約に係る申込みの受付を終了しようとする日とする。 2 法第十八条の二第三号ロの総務省令で定める利用者の利益に及ぼす影響が比較的小さいもの	2 法第十六条第一項第五号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 〔一・二 同上〕 3 〔同上〕 4 法第十六条第三項の規定による同条第一項第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。 〔5・6 同上〕 7 〔同上〕 一 業務区域の変更にあつては、次に掲げるもの 〔イゝハ 同上〕 〔新設〕 〔二・三 同上〕 〔8ゝ15 同上〕 （電気通信役務等の変更の報告） 第十条 電気通信事業者は、第四条第四項第二号又は第九条第一項第二号の書類に変更があつたときは、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。 〔2ゝ4 同上〕 第十三条 削除

は、次に掲げるものとする。	一 利用者が基礎電気通信役務の提供を受けようとする都度、当該基礎的電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなる当該基礎的電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止	二 電気通信事業の全部又は一部の譲渡し又は電気通信事業者についての合併、分割若しくは相続に伴う電気通信業務（基礎的電気通信役務に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の廃止であつて、当該譲渡し又は合併、分割若しくは相続により当該電気通信事業者の地位を承継した者が引き続き当該電気通信業務を行うこととなるもの	三 電気通信業務の休止又は廃止であつて、地域単位区域がその電気通信業務の休止又は廃止後の基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲に含まれることとなるもの	四 その他利用の態様から見て通信を行う目的が限定的であることが明らかであるため利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないと認められる電気通信業務の休止又は廃止	3) 法第十八条の二第三号ロの総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	一 電気通信業務の全部又は一部の休止又は廃止をしようとする場合においては、その電気通信業務に関する契約の申込みの受付を終了しようとする日	二 電気通信業務の全部又は一部の休止をしようとする場合においては、その休止の期間及びその再開を予定する日	4) 総務大臣は、法第十八条の二第二項の規定による基礎的電気通信役務台帳の作成及び公表に当たっては、基礎的電気通信役務を利用しようとする者が必要な情報を容易に得られるように、必要な措置を講ずるものとする。	（第一号基礎的電気通信役務の提供方法等の報告） 第十四条の二 前条第三号及び第四号に掲げる第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、利用者が当該第一号基礎的電気通信役務の提供を受けるために当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合は、様式第十二の六により、当該第一号基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域（市町村（特別区を含む。以下この条及び様式第十二の六において同じ。）又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日の三十日前までに総務大臣に報告するものとする。当該第一号基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。 （基礎的電気通信役務の届出契約約款において地域により異なる料金の額が定められる特別の事情）	第十六条の二 法第十九条第二項第二号の総務省令で定める特別の事情は、地理的条件により異なる費用に対応するために異なる料金の額を定める必要があることその他の地域により異なる料金の額を定めることに合理的な必要性があり、かつ、異なる料金の額を定めることが基礎的電気通信役務の利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがないものとする。	第十九条の三及び第十九条の四 削除
									（第一号基礎的電気通信役務の提供方法等の報告） 第十四条の二 前条第三号及び第四号に掲げる第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、利用者が当該第一号基礎的電気通信役務の提供を受けるために当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合は、様式第十二の六により、当該第一号基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域（市町村（特別区を含む。以下この条及び第二十二条の二第二項並びに様式第十二の六及び様式第十五の二において同じ。）又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日の三十日前までに総務大臣に報告するものとする。当該第一号基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。	〔新設〕	（特定電気通信役務の範囲） 第十九条の三 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第十八条で定める指定

第二十二条の二の二 削除

(電気通信業務の休止等の利用者への周知)

第二十二条の二の十 法第二十六条の四第一項の規定による周知は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、知れたる利用者に対し適切に行わなければならない。

- 一 対面による説明
 - 二 電話又はこれに類する双方向の通信
 - 三 郵便、信書便その他の手段による書面の交付
 - 四 電子メールの送信
 - 五 電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、その休止又は廃止（業務区域の減少又は電気通信回線設備の規模の縮小（以下この条及び次条第一項において「業務区域の減少等」という。）を含む。次項、第五項及び第六項において同じ。）をしようとする電気通信業務（法第十条第一項第五号に規定する基礎的電気通信役務に係るものに限る。以下この条において同じ。）に係る電気通信役務の提供が受ける際に当該閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの
- 法第二十六条の四第一項の総務省令で定める一年以上の期間（第五項において当該期間の末日を「周知期限日」という。）は、電気通信業務の全部又は一部の休止又は廃止の日の前日から起算して一年とする。
- 3 法第二十六条の四第一項の表第一号の中欄の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとす

電気通信役務であつて、加入電話、公衆電話（第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務を除く。）及び総合デジタル通信サービスに係る音声伝送役務（国際電話及び国際総合デジタル通信サービスに係るものを除く。）とする。

(特定電気通信役務の種別)

第十九条の四 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務の種別は、音声伝送役務とする。

(第一号基礎的電気通信役務の提供)

第二十二条の二の二 法第二十五条第一項の第一号基礎的電気通信役務の提供（当該第一号基礎的電気通信役務の提供が法第二百一十一条第一項の認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供として行われる場合を含む。次項において同じ。）は、第十四条第三号又は第四号に規定する第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者にあつては、同条第一号、第三号又は第四号に規定する電気通信役務のいずれかを提供すれば足りることとする。

2 前項の電気通信事業者は、法第二十五条第一項の第一号基礎的電気通信役務の提供を第十四条第一号に規定する電気通信役務に代えて同条第三号又は第四号に規定する電気通信役務により行おうとする場合には、様式第十五の二により、その提供を行う区域（市町村又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日より相当の期間前までに総務大臣に報告するものとする。当該電気通信役務の提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

「見出しを加える。」

(電気通信業務の休止及び廃止に係る利用者への周知)

第二十二条の二の十 法第二十六条の四第一項の規定による周知は、電気通信業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する日（以下この条において「休廃止日」という。）の前日から起算して三十日前の日（同条第二項の総務省令で定める電気通信役務にあつては、休廃止日の前日から起算して一年前の日。第三項において「周知期限日」という。）までに、次の各号に掲げるいずれかの方法により、知れたる利用者に対し適切に行わなければならない。

- 一 対面による説明
 - 二 電話又はこれに類する双方向の通信
 - 三 郵便、信書便その他の手段による書面の交付
 - 四 電子メールの送信
 - 五 電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る電気通信役務の提供が受ける際に当該閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの
- 2 法第二十六条の四第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 休止し、又は廃止しようとする電気通信業務の内容
 - 二 休止し、又は廃止しようとする年月日
 - 三 休止しようとする場合にあつては、その期間
 - 四 休止又は廃止の理由

一 業務区域の減少等をしようとする地域単位区域	
二 業務区域の減少等をしようとする電気通信業務の内容	
三 業務区域の減少等をしようとする年月日	
四 業務区域の減少等をしようとする理由	
五 業務区域の減少等をしようとする電気通信業務に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先	
六 業務区域の減少等をしようとする電気通信業務に係る基礎的電気通信役務の代替となる基礎的電気通信役務（当該電気通信業務に係る基礎的電気通信役務と当該代替となる基礎的電気通信役務との比較検討が可能となる情報を含む。）	
七 業務区域の減少等をしようとする電気通信業務に係る基礎的電気通信役務に関する利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報	
八 業務区域の減少等により、基礎的電気通信役務の提供を終了しようとする当該業務区域において基礎的電気通信役務に関する契約に係る申込みの受付を終了しようとする年月日	
4] 法第二十六条の四第一項の表第二号の中欄の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	
一 休止又は廃止をしようとする地域単位区域	
二 休止又は廃止をしようとする電気通信業務の内容	
三 休止又は廃止をしようとする年月日	
四 休止しようとする場合にあっては、その期間及びその再開を予定する年月日	
五 休止又は廃止の理由	
六 休止又は廃止をしようとする電気通信業務に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先	
七 休止又は廃止をしようとする電気通信業務に係る基礎的電気通信役務の代替となる基礎的電気通信役務（当該電気通信業務に係る基礎的電気通信役務と当該代替となる基礎的電気通信役務との比較検討が可能となる情報を含む。）	
八 休止又は廃止をしようとする電気通信業務に係る基礎的電気通信役務に関する利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報	
九 休止又は廃止により、基礎的電気通信役務の提供を終了しようとする当該業務区域において基礎的電気通信役務に関する契約に係る申込みの受付を終了しようとする年月日	
5] 第一項の規定にかかわらず、休止又は廃止に係る基礎的電気通信役務の提供に関する契約を周知期限日後に締結した利用者（当該契約を締結しようとするときに第一項各号に掲げるいずれかの方法（同項第五号に掲げる方法にあつては、利用者が当該契約を締結しようとするときに閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの）により第三項各号又は前項各号に掲げる事項の周知が適切に行われた利用者に限る。）に対する法第二十六条の四第一項の規定による周知は、適宜の方法により行うことができる。	
6] 法第二十六条の四第一項ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	
一 利用者が基礎的電気通信役務の提供を受けようとする都度、当該基礎的電気通信役務の提	

五 休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先

六 休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る電気通信役務の代替となる電気通信役務（当該電気通信業務に係る電気通信役務と当該代替となる電気通信役務との比較検討が可能となる情報を含む。）

七 休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る電気通信役務に関する利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報

3 第一項の規定にかかわらず、休止又は廃止に係る電気通信役務の提供に関する契約を周知期限日後に締結した利用者（当該契約を締結しようとするときに第一項各号に掲げるいずれかの方法（同項第五号に掲げる方法にあつては、利用者が当該契約を締結しようとするときに閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの。）により前項各号に掲げる事項の周知が適切に行われた利用者に限る。）に対する法第二十六条の四第一項の規定による周知は、適宜の方法により行うことができる。

4 法第二十六条の四第一項ただし書の総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止は、次に掲げるものとする。

一 利用者が電気通信役務の提供を受けようとする都度、当該電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなる電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止

二 電気通信事業の譲渡し又は電気通信事業者についての合併、分割若しくは相続に伴う電気通信業務の廃止であつて、当該譲渡し又は合併、分割若しくは相続により当該電気通信業務を承継した者が引き続き当該電気通信業務を行うこととなるもの

三 その他利用の態様から見て通信を行う目的が限定的であることが明らかであるため利用者の利益に及ぼす影響が比較的小さいと認められる電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止

供に関する契約を締結することとなる電気通信業務の休止又は廃止をする場合	二 電気通信事業の全部又は一部の譲渡し又は電気通信事業者についての合併、分割若しくは相続に伴う電気通信業務の廃止であつて、当該譲渡し又は合併、分割若しくは相続により当該電気通信事業者の地位を承継した者が引き続き当該電気通信業務を行うこととなる場合 三 電気通信業務の休止又は廃止であつて、地域単位区域がその電気通信業務の休止又は廃止後の基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲に含まれることとなる場合 四 その他利用の態様から見て通信を行う目的が限定的であることが明らかであるため利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないと認められる電気通信業務の休止又は廃止をする場合 法第二十六条の四第二項の規定による届出をしようとする者は、法第二十六条の四第一項の規定による周知を開始する日の前日から起算して三十日前の日までに、様式第十五の二の届出書を総務大臣に提出しなければならない。	第二十二條の二の十一 法第二十六条の五第一項の規定による周知は、電気通信業務の全部又は一部の休止又は廃止（業務区域の減少等を含む。以下この条及び次条において同じ。）をしようとする日（以下この条において「休業止日」という。）の前日から起算して三十日前の日（法第二十六条の五第二項の総務省令で定める電気通信役務にあつては、休業止日の前日から起算して一年前の日。第三項において「周知期限日」という。）までに、次の各号に掲げるいずれかの方法により、知れたる利用者に対し適切に行わなければならない。 一 対面による説明 二 電話又はこれに類する双方方向の通信 三 郵便、信書便その他の手段による書面の交付 四 電子メールの送信 五 電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る電気通信役務の提供を利用者が受ける際に当該閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの 法第二十六条の五第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	2 一 休止又は廃止をしようとする電気通信業務の内容 二 休止又は廃止をしようとする年月日 三 休止しようとする場合にあつては、その期間 四 休止又は廃止の理由 五 休止又は廃止をしようとする電気通信業務に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先 六 休止又は廃止をしようとする電気通信業務に係る電気通信役務の代替となる電気通信役務（当該電気通信業務に係る電気通信役務と当該代替となる電気通信役務との比較検討が可能となる情報を含む。）	3 七 休止又は廃止をしようとする電気通信業務に係る電気通信役務に関する利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報 第一項の規定にかかわらず、休止又は廃止に係る電気通信役務の提供に関する契約を周知期
--	---	--	--	--

〔新設〕

限日後に締結した利用者（当該契約を締結しようとするときに第一項各号に掲げるいずれかの方法（同項第五号に掲げる方法にあつては、利用者が当該契約を締結しようとするときに閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの）により前項各号に掲げる事項の周知が適切に行われた利用者に限る。）に対する法第二十六条の五第一項の規定による周知は、適宜の方法により行うことができる。

4 法第二十六条の五第一項ただし書の総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止は、次に掲げるものとする。

一 利用者が電気通信役務の提供を受けようとする都度、当該電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなる電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止

二 電気通信事業の全部又は一部の譲渡し又は電気通信事業者についての合併、分割若しくは相続に伴う電気通信業務の廃止であつて、当該譲渡し又は合併、分割若しくは相続により当該電気通信事業者の地位を承継した者が引き続き当該電気通信業務を行うこととなるもの

三 電気通信業務の休止若しくは廃止であつて、その休止又は廃止に係る範囲が都道府県の一部である場合

四 その他利用の態様から見て通信を行う目的が限定的であることが明らかであるため利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないと認められる電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止

（利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に係る電気通信業務の休止及び廃止に関する届出）

第二十二條の二の十一 法第二十六条の五第二項の総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止は、次に掲げるものとする。

〔削る〕

一 指定電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止

二 前号に掲げるもののほか、法第二十六条の五第一項の周知を開始する日の属する年度の前年度の末日における同項に規定する休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る契約の数（他の電気通信事業者に対し卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者の当該卸電気通信役務に係る電気通信業務に係る契約の数を含む。）が百万以上である電気通信役務であつて、当該役務の対価として料金の支払を受けるものに係る電気通信業務の休止又は廃止

2 法第二十六条の五第二項の規定による届出をしようとする者は、法第二十六条の五第一項の規定による周知を開始する日の前日から起算して三十日前の日までに、様式第十五の三の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

（電気通信業務の休止及び廃止に関して公表する情報）

（利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に係る電気通信業務の休止及び廃止に関する届出）

第二十二條の二の十一 法第二十六条の四第二項の総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止は、次に掲げるものとする。

一 第一号基礎的電気通信役務並びに第二号基礎的電気通信役務のうち、第二種適格電気通信事業者が提供するもの及び法第二十六条の四第一項の周知を開始する日の属する四半期の直前の四半期末における当該第二号基礎的電気通信役務の契約数が三十万を超える電気通信事業者が提供するもの（ただし、他の電気通信事業者に対して提供している卸電気通信役務を除く。）に係る電気通信業務の休止又は廃止

二 〔同上〕

三 前二号に掲げるもののほか、法第二十六条の四第一項の周知を開始する日の属する年度の前年度の末日における同項に規定する休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る契約の数（他の電気通信事業者に対し卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者の当該卸電気通信役務に係る電気通信業務に係る契約の数を含む。）が百万以上である電気通信役務であつて、当該役務の対価として料金の支払を受けるものに係る電気通信業務の休止又は廃止

2 法第二十六条の四第二項の規定による届出をしようとする者は、法第二十六条の四第一項の規定による周知を開始する日の前日から起算して三十日前の日までに、様式第十五の三の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

（電気通信業務の休止及び廃止に関して公表する情報）

第二十二條の二の十二 法第二十六條の六第二号の総務省令で定める情報は、次に掲げるものとする。

一 法第二十六條の五第一項の規定による周知に際して他の電気通信事業者等との連携が行われた場合は、当該連携に関して作成し、又は取得した情報

二 第二十二條の二の十一第二項第六号に規定する代替となる電気通信役務の提供に関して作成し、又は取得した情報

〔三 略〕

（電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合）

第二十二條の五 法第三十一條第一項ただし書の電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として総務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者において、当該電気通信事業者の法第三十一條第一項各号に掲げる者であつて、特定関係事業者の同項各号に定める者を兼ねるものが非公開情報（当該電気通信事業者の電気通信事業に関する公開されていない情報（他の電気通信事業者及び利用者に関する情報に限る。）をいう。第二十二條の七において同じ。）を入手できないことを確保するための措置を講じている場合

二 特定関係事業者において、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の法第三十一條第一項各号に掲げる者であつて、当該特定関係事業者の同項各号に定める者を兼ねるものが当該特定関係事業者の電気通信事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に参画できないことを確保するための措置を講じている場合
（重要な役割を担う従業者）

第二十二條の六 法第三十一條第二項の総務省令で定める要件は、特定関係事業者の従業者であつて、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

一 特定関係事業者の電気通信事業の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものの

二 電気通信業務に関して知り得た他の電気通信事業者及び当該電気通信業務の利用者に関する情報を取り扱う業務における管理的地位にあるもの（前号に該当するものを除く。）

（電気通信事業者間の適正な競争関係の確保のためその公正な運営が特に必要な業務）

第二十二條の七 法第三十一條第二項の電気通信事業者間の適正な競争関係の確保のためその公正な運営が特に必要な業務として総務省令で定めるものは、非公開情報を入手することができずる業務とする。

（他の電気通信事業者に不利な取扱いをするやむを得ない理由）

第二十二條の八 法第三十一條第五項ただし書の総務省令で定めるやむを得ない理由は、他の電気通信事業者が負担すべき金額の支払い、使用期間その他の使用条件、守秘義務、目的外使用の禁止その他の契約に定める事項を履行せず、又は履行しないおそれがあることとする。

（電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある取引）

第二十二條の九 法第三十一條第五項第三号の総務省令で定める電気通信事業者間の適正な競争

第二十二條の二の十二 法第二十六條の五第二号の総務省令で定める情報は、次に掲げるものとする。

一 法第二十六條の四第一項の規定による周知に際して他の電気通信事業者等との連携が行われた場合は、当該連携に関して作成し、又は取得した情報

二 第二十二條の二の十第二項第六号に規定する代替となる電気通信役務の提供に関して作成し、又は取得した情報

〔三 同上〕

（特定関係事業者の指定及びその解除）

第二十二條の五 法第三十一條第一項の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

〔新設〕

〔新設〕

（他の電気通信事業者に不利な取扱いをするやむを得ない理由）

第二十二條の六 法第三十一條第二項ただし書の総務省令で定めるやむを得ない理由は、他の電気通信事業者が負担すべき金額の支払い、使用期間その他の使用条件、守秘義務、目的外使用の禁止その他の契約に定める事項を履行せず、又は履行しないおそれがあることとする。

〔新設〕

関係を阻害するおそれがある取引は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の電気通信事業に係る建物その他の工作物（第一種指定電気通信設備との接続に必要な設備を設置するための通信機械室に限る。）の利用（電気通信設備の設置のための利用に限る。第二十二条の十一第一号ニにおいて同じ。）に係る取引であつて、当該電気通信事業者の通常の条件に比して特定関係事業者に有利な条件で行われる取引とする。

（体制の整備等）

第二十二条の十 法第三十一条第八項の規定により第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が講じなければならない体制の整備その他必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

〔一〕十六 略〕

（禁止行為等の規定の遵守のために講じた措置等に関する報告）

第二十二条の十一 法第三十一条第十項の規定による報告をしようとする者は、毎事業年度経過後三月以内に、様式第十六の報告書に、当該事業年度に係る次に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

一 法第三十一条第五項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項

イ 第一種指定電気通信設備との接続に必要な(1)から(3)までに掲げる事項及び(4)に掲げる事項について、条件の設定及び公表その他特定関係事業者及び特定関係事業者以外の電気通信事業者の取扱いの同等性を確保するために講じた措置の内容

〔(1)～(4) 略〕

〔ロ・ハ 略〕

二 第一種指定電気通信設備との接続に必要な設備を設置している通信機械室の利用に係る取引（イに掲げるものを除く。）の条件の設定その他特定関係事業者及び特定関係事業者以外の電気通信事業者の取扱いの同等性を確保するために講じた措置の内容

二 法第三十一条第六項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項

イ 電気通信業務又はこれに付随する業務の全部又は一部を子会社（法第三十一条第十一項第二号に規定する子会社（同項後段の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下この号において同じ。）に委託した場合における当該子会社（以下この号において「監督対象子会社」という。）ごとの次に掲げる事項

〔(1)～(3) 略〕

(4) 監督対象子会社の総株主（法第三十一条第二号に規定する総株主をいう。）又は総社員の議決権に占める自己及び子会社の有する議決権の割合

(5) 自己の役員であつて監督対象子会社の役員を兼ねている者がいる場合は当該者の役職及び当該監督対象子会社における役割

ロ 監督対象子会社ごとの、当該会社が法第三十条第四項各号及び第三十一条第五項各号に掲げる行為を行わないよう、当該会社に対して行つた監督の方法及びその実施状況

（体制の整備等）

第二十二条の七 法第三十一条第六項の規定により第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が講じなければならない体制の整備その他必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

〔一〕十六 同上〕

（禁止行為等の規定の遵守のために講じた措置等に関する報告）

第二十二条の八 法第三十一条第八項の規定による報告をしようとする者は、毎事業年度経過後三月以内に、様式第十六の報告書に、当該事業年度に係る次の事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

一 法第三十一条第二項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項

イ 〔同上〕

〔(1)～(4) 同上〕

〔ロ・ハ 同上〕

〔新設〕

二 法第三十一条第三項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項

イ 電気通信業務又はこれに付随する業務の全部又は一部を子会社（法第三十一条第五項に規定する子会社（同項後段の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下この号において同じ。）に委託した場合における当該子会社（以下この号において「監督対象子会社」という。）ごとの次に掲げる事項

〔(1)～(3) 同上〕

(4) 監督対象子会社の総株主（法第三十一条第五項に規定する総株主をいう。）又は総社員の議決権に占める自己及び子会社の有する議決権の割合

(5) 〔同上〕

ロ 監督対象子会社ごとの、当該会社が法第三十条第四項各号及び第三十一条第二項各号に掲げる行為を行わないよう、当該会社に対して行つた監督の方法及びその実施状況

ハ 監督対象子会社ごとの、当該会社に委託をした業務に関する法第三十条第四項各号及び

第三十一条第五項各号に掲げる行為の有無及び当該行為があつた場合にはその内容

三 法第三十一条第八項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項

「イヌ 略」

ル イからヌまでの措置のほか、法第三十一条第八項の規定に基づき、他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するために講じた措置がある場合には、その内容

（特定関係事業者の指定及びその解除）

第二十二條の十二 法第三十一条第一号の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

（総務大臣が整理し、公表する情報）

第二十五條の十 法第三十九条の二第四号の総務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

「一・二 略」

三 法第三十一条第四項及び第七項の規定による命令、同条第十項の規定による報告並びに同条第十一項第一号の規定による指定に関して作成し、又は取得した情報

「四〽六 略」

第四十條の七 削除

（法第一百十條の二第二項第二号の総務省令で定める者）

第四十條の八の四の二 法第一百十條の二第二項第二号の総務省令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 単位区域（法第一百十條の二第一項に規定する単位区域をいう。以下この条において同じ。）において現に第二号基礎的電気通信役務を提供している電気通信事業者であつて、当該単位区域における第二号基礎的電気通信役務に用いられる電気通信回線設備の規模の縮小について、法第二十六條の四第二項による届出をした者

二 単位区域において現に第二号基礎的電気通信役務を提供している電気通信事業者であつて、当該単位区域における第二号基礎的電気通信役務に係る電気通信業務の全部又は一部の休止又は廃止について、法第二十六條の四第二項による届出をした者

三 単位区域において現に第二号基礎的電気通信役務を提供している電気通信事業者であつて、当該単位区域における第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少について、法第十三條第一項の規定による変更登録を受けた者及び法第十六條第四項の規定による届出をした者（法第二十六條の四第二項の規定による届出をした者を除く。）

（法第一百十條の二第二項第一号イの総務省令で定める額）

第四十條の八の四の三 法第一百十條の二第二項第一号イの総務省令で定める額は、一回線当たり月額一万一千七百九十円とする。

ハ 監督対象子会社ごとの、当該会社に委託をした業務に関する法第三十条第四項各号及び

第三十一条第二項各号に掲げる行為の有無及び当該行為があつた場合にはその内容

三 法第三十一条第六項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項

「イヌ 同上」

ル イからヌまでの措置のほか、法第三十一条第六項の規定に基づき、他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するために講じた措置がある場合には、その内容

〔新設〕

（総務大臣が整理し、公表する情報）

第二十五條の十 〔同上〕

「一・二 同上」

三 法第三十一条第一項の規定による指定、同条第四項の規定による命令及び同条第八項の規定による報告に関して作成し、又は取得した情報

「四〽六 同上」

（第一号基礎的電気通信役務の種別）

第四十條の七 法第八十八條第二項の総務省令で定める第一号基礎的電気通信役務の種別は、第十四條各号に掲げる第一号基礎的電気通信役務とする。

〔新設〕

（法第一百十條の二第二項第一号イの総務省令で定める額）

第四十條の八の四の二 〔同上〕

第三章 土地の使用等 第一節 電気通信事業の認定 第二節 認定電気通信事業者による土地の使用 第三節 鉄塔等提供事業の認定等 （工作物の範囲） 第五十四条の二 法第百四十三条の二第一項の総務省令で定める工作物は、次に掲げるものとする。 一 鉄塔 二 木柱（H柱又は人形柱を除く。）、コンクリート柱又は鉄柱 三 H柱又は人形柱 四 支線又は支柱 五 線路保護用柱、支線柱、標柱又は標石 六 ハンドホール又はマンホール 七 管路、とう道その他の工作物 二 令別表第二の使用面積を単位として対価の額を定めることが適当であると認められる工作物として総務省令で定めるものは、前項第一号及び第七号に掲げるものとする。 三 令別表第二の本数又は個数を単位として対価の額を定めることが適当であると認められる工作物であつて、土地の所有者の利益に及ぼす影響が大きくないものとして総務省令で定めるものは、第一項第二号、第四号及び第五号に掲げるものとする。 四 令別表第二の本数又は個数を単位として対価の額を定めることが適当であると認められる工作物であつて、土地の所有者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定めるものは、第一項第三号及び第六号に掲げるものとする。 （鉄塔等提供事業の認定の申請） 第五十四条の三 法第百四十三条の二第二項の申請書は、様式第三十八の二十一によるものとする。 二 法第百四十三条の二第三項第六号（法第百四十三条の七第五項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 電話番号及び電子メールアドレス 二 外国法人等にあつては、国内代表者等の電話番号及び電子メールアドレス 三 法第百四十三条の二第四項第一号（法第百四十三条の七第五項において準用する場合を含む。）の事業計画書は、様式第三十八の二十二によるものとする。 四 法第百四十三条の二第四項第三号の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。 一 法第百四十三条の三第一号から第三号までに該当しないことを誓約する様式第三十八の二十三による書面 二 申請に係る鉄塔等提供事業の開始予定の日以降五年内の日を含む毎事業年度における様式第三十八の二十四の事業収支見積書 三 申請に係る鉄塔等提供事業の開始予定年月日の根拠を示す書類	
---	--

第三章 「同上」

第一節 事業の認定

第二節 土地の使用

〔新設〕

	四	申請者の行う鉄塔等提供事業以外の事業の概要
	五	申請者が既存の法人であるときは、次に掲げる書類
	イ	定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類
	ロ	役員の名簿及び履歴書
	ハ	最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
	六	申請者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類
	イ	定款又はこれに相当する書類
	ロ	発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類
	ハ	株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類
	七	申請者が前号に規定する者以外の団体であるときは、次に掲げる書類
	イ	定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類
	ロ	役員の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類
	ハ	団体の財産の状況を記載した書類
	八	申請者が個人であるときは、次に掲げる書類
	イ	住民票の写し又はこれに相当する書類
	ロ	履歴書
	ハ	資産目録
	九	申請者が地方公共団体であるときは、鉄塔等提供事業を営むことについての議会の会議録の写し
	十	申請者が外国法人等であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
	イ	申請者の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書
	ロ	申請者の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し
	十一	申請者が外国法人等であるときは、申請者の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分の通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類
	十二	鉄塔等の設置について行政庁の許可その他の処分を要するときは、その許可証等の写し（許可等の申請をしている場合は、その申請書の写し）又はその手続の状況を記載した書類
	十三	その他の鉄塔等提供事業の認定の申請に関し特に必要な事項を記載した書類
5)		法第四百十三条の二第五項第一号（法第四百十三条の七第五項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
	一	鉄塔等提供業務の適正かつ確実な実施を確保するための鉄塔等提供業務の実施体制に関する次に掲げる事項
	イ	経営の責任者の職務に関すること。
	ロ	各部門の責任者の職務に関すること。
	ハ	各従事者の職務に関すること。
	ニ	組織内の連携体制の確保に関すること。

- ホ 組織外の関係者との連携及び責任分担に関すること。
- 二 铁塔等提供業務の適正かつ確実な実施を確保するための铁塔等提供業務の実施方法に関する次に掲げる事項
- イ 組織の全体的かつ部門横断的な铁塔等の管理その他の業務の方針に関すること。
- ロ 関係法令、铁塔等提供業務規程その他の規定の遵守に関すること。
- ハ 铁塔等提供業務の需要等を考慮した铁塔等提供業務の方針に関すること。
- ニ 災害を考慮した铁塔等提供業務の方針に関すること。
- ホ 情報セキュリティの確保のための方針に関すること。
- ヘ 情報セキュリティ対策に関すること。
- ト 铁塔等提供業務の適正かつ確実な実施を確保するための基本的な取組に関すること。
- チ 铁塔等の設計、工事、維持及び運用に従事する者に対する教育及び訓練等の実施に関すること。
- リ 铁塔等の設計、工事、維持及び運用に関すること。
- ヌ 防犯対策に関すること。
- ル 屋外に設置する铁塔等が、気象の変化、振動、衝撃、圧力その他铁塔等の設置場所における外部環境の影響を容易に受けないための措置に関すること。
- ヲ 通常受けている電力の供給が停止した場合において铁塔等提供業務が停止することのないうようにするための自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置に関すること。
- ワ 铁塔等に対する自動火災報知設備の設置及び消火設備の設置その他これに準ずる措置に関すること。
- カ 铁塔等の設計、工事、維持及び運用に従事する者による誤りを防止するための対策に関すること。
- ヨ 事故、地震等の災害、停電、火災その他非常の場合の報告、記録、措置及び周知に関すること。
- タ 铁塔等提供業務の提供の相手方の利益の保護の観点から行う当該相手方に対する情報提供に関すること。
- レ 事故の再発防止のための対策に関すること。
- ソ イからレまでに掲げる事項に関する取組の実施状況等現状の調査、分析及び改善に関すること。
- 三 铁塔等提供業務に係る铁塔等の管理の全部又は一部を他人に委託している場合にあつては、次に掲げる事項
- イ 委託先の铁塔等の安定的な使用に関する措置に関すること。
- ロ 委託先に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置に関すること。
- ハ 法に定める認定铁塔等提供事業者の義務の履行に必要な措置に関すること。
- ニ 铁塔等提供業務の確実かつ安定的な提供を確保するため必要がある場合には、铁塔等の運用の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置に関する

	四 铁塔等提供業務規程の見直しに関する次に掲げる事項 イ 铁塔等提供業務規程（法第百四十三条の二第五項第一号に係る事項に限る。ロ及びハにおいて同じ。）の遵守状況について自ら行う点検及び評価に関すること。 ロ 铁塔等提供業務規程に記載された事項の実施に必要な経営資源の状況について自ら行う点検、評価及び見直しに関すること。 ハ イ及びロに掲げる点検の結果その他の事由に基づく当該铁塔等提供業務規程の見直しに関すること。 五 その他铁塔等提供役務の確実かつ安定的な提供の確保のために必要な事項 6 法第百四十三条の二第五項第二号（法第百四十三条の七第五項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 铁塔等提供役務に関する料金の公正な算定方法及びその方針に関すること。 二 铁塔等提供事業者及び铁塔等提供役務の提供の相手方の責任に関すること。 三 铁塔等の設置の工事その他の工事に関する費用の負担に関すること。 四 铁塔等に設置する電気通信回線設備の稼働に關し制限を設ける事項があるときは、当該制限に関すること。 五 铁塔等提供事業を休止し、又は廃止する際の铁塔等提供役務の提供の相手方への周知に関すること。 六 前各号に掲げるもののほか、铁塔等提供役務の提供の相手方の権利又は義務に重要な関係を有する当該铁塔等提供役務の提供条件に関する事項があるときは、その提供条件に関すること。 七 铁塔等提供業務規程（法第百四十三条の二第五項第二号に係る事項に限る。次号及び第九号において同じ。）の遵守状況について自ら行う点検及び評価に関すること。 八 铁塔等提供業務規程に記載された事項の実施に必要な経営資源の状況について自ら行う点検、評価及び見直しに関すること。 九 前二号に掲げる点検の結果その他の事由に基づく当該铁塔等提供業務規程の見直しに関すること。 （認定証の交付等） 第五十四条の四 総務大臣は、法第百四十三条の二第一項の規定による铁塔等提供事業の認定をしたときは、当該認定に係る認定証（第五十四条の十四第三項において「铁塔等提供事業認定証」という。）を交付し、認定番号を通知するものとする。法第百四十三条の六第一項の規定による変更の認定をしたとき、同条第八項の規定による届出があつたとき及び第百四十三条の七第二項から第四項までの規定による認可をしたときであつて、当該認定番号を変更したときも同様とする。 （事業開始の指定期間の延長） 第五十四条の五 法第百四十三条の五第三項（法第百四十三条の六第七項において準用する場合を含む。）の規定による指定期間の延長の申請は、様式第三十八の二十五の申請書により行わ
--	---

なければならない。

〔事業開始の届出〕

第五十四条の六 法第四百十三条の五第四項（法第四百十三条の六第七項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第三十八の二十六の届出書を提出しなければならない。

〔軽微な変更〕

第五十四条の七 法第四百十三条の六第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一 認定鉄塔等提供事業の業務区域の変更にあつては、次のもの

イ 既に認定を受けた鉄塔等提供事業の業務区域が存する都道府県内における鉄塔等提供事業の業務区域の増加

ロ 認定鉄塔等提供事業の業務区域の減少

二 認定鉄塔等提供事業の用に供する鉄塔等の種類の變更にあつては、既に認定を受けた鉄塔等提供事業の業務区域内における鉄塔等の種類の増加（既に認定を受けた鉄塔等の種類以外の鉄塔等の種類の増加を除く。）及び減少

三 認定鉄塔等提供役務の提供の相手方の變更にあつては、次のもの

イ 既に認定を受けた鉄塔等提供事業の業務区域内における鉄塔等提供役務の提供の相手方の増加（既に鉄塔等提供役務を提供している鉄塔等提供役務の提供の相手方以外の鉄塔等提供役務の提供の相手方の増加を除く。）及び減少

ロ 認定鉄塔等提供役務の提供の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の変更

四 特定地域において臨時的に変更するもの

〔変更の認定〕

第五十四条の八 法第四百十三条の六第二項の申請書は、様式第三十八の二十七によるものとする。

2 法第四百十三条の六第三項第三号の総務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 増加する認定鉄塔等提供事業の業務区域に対し鉄塔等提供役務の提供を開始する日以降五年内の日を含む毎事業年度における様式第三十八の二十四の事業収支見積書

二 申請者が地方公共団体である場合は、認定鉄塔等提供事業の業務区域の増加についての議会の会議録の写し

3 法第四百十三条の六第四項の申請書は、様式第三十八の二十七によるものとする。

〔軽微な変更の届出〕

第五十四条の九 法第四百十三条の六第五項の規定による届出は、様式第三十八の二十八により行うものとする。

〔認定鉄塔等提供事業者の氏名等の変更の届出〕

第五十四条の十 法第四百十三条の六第八項の規定による法第四百十三条の二第三項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第三十八の二十九の届出書に、次に掲げ

る場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。	
一	法第百四十三条の二第三項第一号に掲げる事項の変更の届出をしようとする場合、次に掲げる書類
イ	当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類
ロ	当該届出を行おうとする者がイの法人以外の団体であるときは、当該変更が行われたことを証する書類
ハ	当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類
ニ	法第百四十三条の二第三項第二号に掲げる事項の変更の届出をしようとする場合、次に掲げる書類
イ	国内代表者等を変更した場合にあつては、次に掲げる書類
(1)	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
イ	変更後の国内代表者等が法人の場合、当該国内代表者等の登記事項証明書
ロ	変更後の国内代表者等が個人の場合、当該国内代表者等の住民票の写し
(2)	変更後の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分の通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類
ロ	イの場合以外の場合にあつては、当該変更が行われたことを証する書類
2	法第百四十三条の六第八項の規定による法第百四十三条の二第三項第六号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第三十八の二十九の届出書を提出しなければならない。
	(役員の変更の報告)
第五十四条の十一	認定鉄塔等提供事業者であつて法人又は団体であるものは、役員に変更があつたときは、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。
2	前項の規定による報告をしようとする者は、様式第三十八の三十の報告書に、変更後の役員の名簿及び履歴書並びに法第百四十三条の三第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する様式第三十八の二十三による書面を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
	(承継の認可申請等)
第五十四条の十二	法第百四十三条の七第二項の認可を受けようとする者は、同条第五項において準用する法第百四十三条の二第二項の規定により、様式第三十八の三十一の申請書を提出しなければならない。この場合において、法第百四十三条の七第五項において準用する法第百四十三条の二第四項第三号の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。
一	申請者と被相続人との続柄を証する書類
二	申請者の履歴書及び資産目録
三	申請者以外に相続人があるときは、その者の氏名及び住所を記載した書面並びに当該申請に対する同意書
四	申請者について法第百四十三条の三第一号又は第二号に該当しないことを誓約する様式第三十八の二十三による書面

	2 法第百四十三条の七第三項の認可を受けようとする者は、同条第五項において準用する法第百四十三条の二第二項の規定により、様式第三十八の三十二の申請書を提出しなければならない。この場合において、法第百四十三条の七第五項において準用する法第百四十三条の二第四項第三号の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。
	一 合併に関する契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
	二 合併又は分割の条件に関する説明書
	三 合併又は分割の日以降五年内の日を含む毎年度における様式第三十八の二十四の事業収支見積書
	四 合併にあつては当事者の一方が、分割にあつては当該分割により鉄塔等提供事業の全部を承継する法人が、認定鉄塔等提供事業者以外の者であるときは、その者に係る次に掲げる書類（当該者が電気通信事業者であるときはイに掲げる書類を除く。）
	イ 定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類
	ロ 最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書
	五 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により鉄塔等提供事業の全部を承継する法人の定款又はこれに相当する書類並びに役員となるべき者の名簿及び履歴書並びに当該法人について法第百四十三条の三第一号から第三号までに該当しないことを誓約する様式第三十八の二十三による書面
3	法第百四十三条の七第四項の認可を受けようとする者は、同条第五項において準用する法第百四十三条の二第二項の規定により、様式第三十八の三十三の申請書を提出しなければならない。この場合において、法第百四十三条の七第五項において準用する法第百四十三条の二第四項第三号の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。
	一 譲渡しに関する契約書の写し
	二 譲渡価額の算出の根拠その他譲渡の実施に関する細目を記載した書類
	三 譲受けに要する資金の額及びその調達方法を記載した書類
	四 譲受人の譲受けの日以降五年内の日を含む毎年度における様式第三十八の二十四の事業収支見積書
	五 譲受人が認定鉄塔等提供事業者以外の法人であるときは、次に掲げる書類
	イ その法人の定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類
	ロ 役員の名簿及び履歴書
	ハ 最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書
	六 譲受人が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類
	イ 定款又はこれに相当する書類
	ロ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類
	ハ 株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類
	七 譲受人が認定鉄塔等提供事業者以外の団体であつて前号に規定する者以外のものであるときは、次に掲げる書類
	イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類

ロ	役員の名簿及び住民票の写し又はこれに相当する書類
ハ	役員の履歴書
ニ	団体の財産の状況を記載した書類
八	譲渡人又は譲受人が地方公共団体であるときは、譲渡し又は譲受けについての議会の会議録の写し
九	認定鉄塔等提供事業者の地位を承継した者が外国法人等であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
イ	認定鉄塔等提供事業者の地位を承継した者の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書
ロ	認定鉄塔等提供事業者の地位を承継した者の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し
十	認定鉄塔等提供事業者の地位を承継した者が外国法人等であるときは、認定鉄塔等提供事業者の地位を承継した者の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分の通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類
十一	法第四百四十三条の三第一号から第三号までに該当しないことを誓約する様式第三十八の二十三による書面
	(認定鉄塔等提供事業の休止の届出)
第五十四条の十三	法第四百四十三条の八第一項の規定による認定鉄塔等提供事業の全部の休止の届出をしようとする者は、当該認定鉄塔等提供事業の全部を休止する日の前日から起算して三十日前の日までに、様式第三十八の三十四の届出書を提出しなければならない。
2	法第四百四十三条の八第一項の規定による認定鉄塔等提供事業の一部の休止の届出をしようとする者は、当該認定鉄塔等提供事業の一部を休止する日の前日から起算して三十日前の日までに、様式第三十八の三十五の届出書を提出しなければならない。
	(認定鉄塔等提供事業の廃止の届出)
第五十四条の十四	法第四百四十三条の九の規定による認定鉄塔等提供事業の全部の廃止の届出をしようとする者は、当該認定鉄塔等提供事業の全部を廃止する日の前日から起算して三十日前の日までに、様式第三十八の三十四の届出書を提出しなければならない。
2	法第四百四十三条の九の規定による認定鉄塔等提供事業の一部の廃止の届出をしようとする者は、当該認定鉄塔等提供事業の一部を廃止する日の前日から起算して三十日前の日までに、様式第三十八の三十五の届出書を提出しなければならない。
3	認定鉄塔等提供事業者は、第一項の規定による届出書を提出するときは、併せて鉄塔等提供事業認定証を総務大臣に返納しなければならない。
	(認定鉄塔等提供役務の提供に係る申立て)
第五十四条の十五	法第四百四十三条の十三第五項の申立てをしようとする回線設置電気通信事業者は、様式第三十八の三十六の申立書を提出しなければならない。
	(認定鉄塔等提供役務の提供に係る裁定の申請)

第五十四条の十六 法第四百三十三条の十三第六項において準用する法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請をしようとする回線設置電気通信事業者は、様式第三十八の三十七の申請書を提出しなければならない。

（事故の報告）

第五十四条の十七 法第四百三十三条の十四の総務省令で定める重大な事故は、認定鉄塔等提供事業に係る鉄塔等の損壊その他の事由に起因して、第五十八条第二項第一号に掲げる事故を生じさせたものとする。

2 法第四百三十三条の十四の規定による報告をしようとする者は、重大な事故の発生を知った時から速やかにその発生日時及び場所、発生を知った日時、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとともに、その詳細について様式第三十八の三十八により当該事故の発生を知った時から三十日以内に報告書を提出しなければならない。

（土地等の使用の認可の申請）

第五十四条の十八 認定鉄塔等提供事業者は、法第四百三十三条の十五において準用する法第二百二十八条第一項の認可を受けようとするときは、様式第三十九の二の申請書を、総務大臣に提出しなければならない。

（協議において定めた事項の届出）

第五十四条の十九 認定鉄塔等提供事業者及び土地等の所有者は、法第四百三十三条の十五において準用する法第二百二十八条第一項の規定による協議が調った場合において、同条第六項の届出をしようとするときは、その協議が調った日から十日以内に、様式第四十の二の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

（土地等の使用の裁定の申請）

第五十四条の二十 認定鉄塔等提供事業者は、法第四百三十三条の十五において準用する法第二百二十九条第一項の裁定を申請しようとするときは、様式第四十一の二の申請書の正本一通及び副本一通（使用しようとする土地等が所在する市町村が二以上であるときは、その数と同数）にそれぞれ工事計画書及び工事計画を表示する図面を添えて、総務大臣に提出しなければならない。ただし、使用権の存続期間の延長についての裁定を申請しようとする場合にあっては、工事計画書及び工事計画を表示する図面の提出を要しない。

（土地等の一時使用等の許可の申請）

第五十四条の二十一 認定鉄塔等提供事業者は、法第四百三十三条の十五において準用する法第四百三十三条第二項（法第四百三十三条の十五において準用する法第四百三十四条第二項において準用する場合を含む。）の許可を受けようとするときは、様式第四十二の二の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

（植物の伐採等の許可の申請）

第五十四条の二十二 認定鉄塔等提供事業者は、法第四百三十三条の十五において準用する法第四百三十六条第一項の許可を受けようとするときは、様式第四十三の二の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

（損失補償の裁定の申請）

第五十四条の二十三 認定鉄塔等提供事業者又は損失を受けた者は、法第百四十三条の十五において準用する法第百三十七条第二項の裁定を申請しようとするときは、損失が発生した日から六月以内に、様式第四十四の二の申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

（鉄塔等の移転等の裁定の申請）

第五十四条の二十四 認定鉄塔等提供事業者又は土地等の所有者は、法第百四十三条の十五において準用する法第百三十八条第三項の裁定を申請しようとするときは、様式第四十五の二の申請書の正本一通及び副本一通（鉄塔等の設置されている土地等が所在する市町村が二以上であるときは、その数と同数）を総務大臣に提出しなければならない。

（説替え）

第五十四条の二十五 法第百四十三条の十五において準用する法第百二十九条第一項又は第百三十八条第三項の裁定の申請において、使用しようとする土地等が次の各号に掲げるものに所在するときは、第五十四条の二十及び前条の規定中「市町村」とあるのは、当該各号に規定する語句と読み替えて適用する。

一 特別区のある地 特別区

二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市 区又は総合区

（利用又は運用に関する協定等があつせん等の対象となる設備）

第五十四条の二十六 〔略〕

〔見出しを削る。〕

第六十五条及び第六十六条 削除

（利用又は運用に関する協定等があつせん等の対象となる設備）
第五十四条の二 〔同上〕

（電報）

第六十五条 法附則第五条第三項の規定に基づく電報の事業に係る業務の委託は、次に掲げるところによる。

一 東日本電信電話株式会社等は、電報の事業に係る業務を日本郵便株式会社において行うことが適当であるときは日本郵便株式会社に委託すること。

二 東日本電信電話株式会社等は、前号の規定による委託をすることができないときは、次の条件に適合する者に当該業務を委託すること。

イ 法第十二条第一号から第三号までのいずれかに該当する者でない者

ロ 通信の秘密の確保に支障が生ずるおそれのない者

ハ 委託に係る地域の事情に明るい者その他確実かつ安定的に委託業務を遂行できる者

第六十六条 東日本電信電話株式会社等は、法附則第五条第一項の規定によりなお効力を有するとされる電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第百二十五号）第二条の規定による改正前の法第三十一条の四に規定する契約約款において、電報の配達（電報に関する現業事務を取り扱う事務所における交付その他配達に準ずる行為を含む。以下同じ。）に関し、配達先、正当の配達及び配達の免責事由について定めなければならない。

2 電報の誤配達を受けた者が東日本電信電話株式会社等とその電報を返し、又はその旨を通知したときは、東日本電信電話株式会社等は、電報の返付又は通知のため通常要すべき費用を補償しなければならない。

第一号基礎的電気通信役務又は第二号基礎的電気通信役務の別及び第一号基礎的電気通信役務にあつては、第4条第3項に規定する第一号基礎的電気通信役務の種別による区分をいう。)ごとに記載すること。

〔4 略〕

5 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業を営もうとする場合にあつては、当該基礎的電気通信役務の提供に関する問合せを受けるための電話番号その他の連絡先

注 「当該基礎的電気通信役務の提供に関する問合せを受けるための電話番号その他の連絡先」については、他の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者が連絡可能な連絡先を記載すること。利用者が連絡可能な連絡先を併せて記載する場合には、その旨を明記の上で記載すること。

6 〔略〕

〔注 略〕

様式第2 (第4条第6項、第4条の2第2項、第10条第4項、第11条第5項第9号、第40条の9第3項第9号、第40条の10第3項第2号、第40条の18第1項第4号、第2項第6号及び第3項第10号関係)

〔略〕

〔注 略〕

様式第2の2 (第4条第7項、第4条の2第3項、第7条第1項、第9条第1項及び第3項、第11条第5項、第54条の3第4項第11号、第54条の10第1項第2号イ(2)、第54条の12第3項第10号関係)

〔略〕

〔注 略〕

様式第3 (第4条第7項第1号、第4条の2第3項第1号、第5条第1項及び第2項、第8条第1項及び第2項、第9条第1項第1号、第9条第5項、第6項、第9項及び第10項、第10条第2項、第11条第5項第2号、第12条第4項及び第5項、第60条の2第1号関係)

〔略〕

〔注1～6 略〕

様式第4 (第4条第7項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係)

電気通信役務の種類		提供する役務
1	加入電話	
2	総合デジタル通信サービス (中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。)	

〔4 同左〕

〔新設〕

5 〔同左〕

〔注 同左〕

様式第2 (第4条第3項、第4条の2第2項、第10条第4項、第11条第5項第9号、第40条の9第3項第9号、第40条の10第3項第2号、第40条の18第1項第4号、第2項第6号及び第3項第10号関係)

〔同左〕

〔注 同左〕

様式第2の2 (第4条第4項、第4条の2第3項、第7条第1項、第9条第1項及び第3項、第11条第5項関係)

〔同左〕

〔注 同左〕

様式第3 (第4条第4項第1号、第4条の2第3項第1号、第5条第1項及び第2項、第8条第1項及び第2項、第9条第1項第1号、第9条第5項、第6項、第9項及び第10項、第10条第2項、第11条第5項第2号、第12条第4項及び第5項、第60条の2第1号関係)

〔同左〕

〔注1～6 同左〕

様式第4 (第4条第4項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係)

電気通信役務の種類		提供する役務
1	加入電話	
2	総合デジタル通信サービス (中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。)	

3	中継電話（国際電話であるものを除く。）		
4	国際電話等		
	国際電話		
	国際総合デジタル通信サービス		
5	公衆電話		
6	携帯電話	三・九一四世代移動通信システムを使用するもの	
		第五世代移動通信システムを使用するもの	
		三・九一四世代移動通信システム又は第五世代移動通信システムを使用するもの以外のもの	
7	PHS		
8	IP電話	当該IP電話の提供のために電気通信番号規則別表第1号又は第6号に掲げる電気通信番号を使用するもの	
		当該IP電話の提供のために電気通信番号規則別表第1号又は第6号に掲げる電気通信番号を使用するもの以外のもの	
9	ワイヤレス固定電話		
10	衛星移動通信サービス		
11	FMCサービス		
12	インターネット接続サービス		
13	FTHアクセスサービス	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの	
		共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの	
14	DSLアクセスサービス		
15	FWAアクセスサービス		
16	CATVアクセスサービス		
17	携帯電話・PHSアクセスサービス		
18	三・九一四世代移動通信アクセスサービス		
19	第五世代移動通信アクセスサービス		

3	中継電話（国際電話であるものを除く。）		
4	国際電話等		
	国際電話		
	国際総合デジタル通信サービス		
5	公衆電話		
6	携帯電話	三・九一四世代移動通信システムを使用するもの	
		第五世代移動通信システムを使用するもの	
		三・九一四世代移動通信システム又は第五世代移動通信システムを使用するもの以外のもの	
7	PHS		
8	IP電話	当該IP電話の提供のために電気通信番号規則別表第1号又は第6号に掲げる電気通信番号を使用するもの	
		当該IP電話の提供のために電気通信番号規則別表第1号又は第6号に掲げる電気通信番号を使用するもの以外のもの	
9	ワイヤレス固定電話		
10	衛星移動通信サービス		
11	FMCサービス		
12	インターネット接続サービス		
13	FTHアクセスサービス	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの	
		共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの	
14	DSLアクセスサービス		
15	FWAアクセスサービス		
16	CATVアクセスサービス		
17	携帯電話・PHSアクセスサービス		
18	三・九一四世代移動通信アクセスサービス		
19	第五世代移動通信アクセスサービス		

20	ローカル5Gサービス	
21	フレームリレーサービス	
22	ATM交換サービス	
23	公衆無線LANアクセスサービス	
24	BWAアクセスサービス	全国BWAアクセスサービス
		地域BWAアクセスサービス
		自営等BWAアクセスサービス
25	I P-V P Nサービス	
26	広域イーサネットサービス	
27	衛星アクセスサービス	
28	専用役務	国内電気通信役務であるもの
		国際電気通信役務であるもの
29	アンライセンストPWAサービス	
30	上記1から29までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	
31	インターネット関連サービス（I P電話を除く。）	
32	仮想移動電気通信サービス	携帯電話に係るもの
		P H Sに係るもの
		ローカル5Gサービスに係るもの
33	ドメイン名電気通信役務	BWAアクセスサービスに係るもの
		第59条の3第1項第1号イに掲げるもの
		第59条の3第1項第1号ロに掲げるもの
34	上記1から33までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

[注1～6 略]
 7 「インターネット関連サービス（I P電話を除く。）」又は「上記1から33までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサ

20	ローカル5Gサービス	
21	フレームリレーサービス	
22	ATM交換サービス	
23	公衆無線LANアクセスサービス	
24	BWAアクセ	全国BWAアクセスサービス
		地域BWAアクセスサービス
		自営等BWAアクセスサービス
25	I P-V P Nサービス	
26	広域イーサネットサービス	
27	衛星アクセスサービス	
28	専用役務	国内電気通信役務であるもの
		国際電気通信役務であるもの
29	アンライセンストPWAサービス	
30	上記1から29までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	
31	インターネット関連サービス（I P電話を除く。）	
32	仮想移動電気通信サービス	携帯電話に係るもの
		P H Sに係るもの
		ローカル5Gサービスに係るもの
33	ドメイン名電気通信役務	BWAアクセスサービスに係るもの
		第59条の3第1項第1号イに掲げるもの
		第59条の3第1項第1号ロに掲げるもの
34	電報	受付及び配達の業務を行う場合
		受付及び配達の業務を行わない場合
35	上記1から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

[注1～6 同左]
 7 「インターネット関連サービス（I P電話を除く。）」又は「上記1から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサ

ービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。また、法第164条第1項第3号の指定を受けた者にあつては、当該指定に係る電気通信役務について、参考として、具体的なサービス内容を併記すること。

〔8 略〕
〔削る〕

9 〔略〕

様式第4の2（第4条の2第3項第9号関係）
電気通信事業の登録の更新を必要とする事由等

1	登録の更新を受ける事由	
2	1の項の事由が生じた日	
3	合併若しくは分割による電気通信事業の全部若しくは一部の承継又は電気通信事業の全部若しくは一部の譲受け（以下「合併等」という。）の事由の別	
4	合併等の当事者の住所、名称及び代表者の氏名	
5	合併等の理由	
6	法第12条の2第1項第7号の事由の発生に係る当事者の住所、名称及び代表者の氏名	
7	申請者の特定関係法人となつた事由	
参考事項		

注 1 1の項については、法第12条の2第1項各号に掲げる事由の別を記載すること。
〔削る〕

- 2 3の項から5の項までについては、法第12条の2第1項第1号から第6号までに該当する場合に記載すること。
- 3 6の項及び7の項については、法第12条の2第1項第7号に該当する場合に記載すること。
- 4 注記すべき事項がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

ービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。また、法第164条第1項第3号の指定を受けた者にあつては、当該指定に係る電気通信役務について、参考として、具体的なサービス内容を併記すること。

〔8 同左〕

9 電報の事業については、法附則第5条の規定及び電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）による改正前の電気通信事業法の規定が適用されることに留意すること。

10 〔同左〕

様式第4の2（第4条の2第3項第9号関係）
電気通信事業の登録の更新を必要とする事由等

1	登録の更新を受ける事由	
2	1の項の事由が生じた日	
3	新たに指定をされた電気通信設備の種別	
4	合併若しくは分割による電気通信事業の全部若しくは一部の承継又は電気通信事業の全部若しくは一部の譲受け（以下「合併等」という。）の事由の別	
5	合併等の当事者の住所、名称及び代表者の氏名	
6	合併等の理由	
7	法第12条の2第1項第4号の事由の発生に係る当事者の住所、名称及び代表者の氏名	
8	申請者の特定関係法人となつた事由	
参考事項		

注 1 〔同左〕

- 2 3の項については、法第12条の2第1項第1号の事由に該当する場合に、法第33条第1項の規定によるもの又は法第34条第1項の規定によるものの別を記載すること。
- 3 4の項から6の項までについては、法第12条の2第1項第1号から第3号までに該当する場合に記載すること。
- 4 7の項及び8の項については、法第12条の2第1項第4号に該当する場合に記載すること。
- 5 〔同左〕

5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。 様式第4の3 (第4条の2第3項第14号関係) [略]	6 [同左] 様式第4の3 (第4条の2第3項第12号関係) [同左]
様式第5 (第5条第1項関係) [略] [注1 略] 2 基礎的電気通信役務 (法第10条第1項第3号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。)に係る業務区域の減少をしようとする場合であつて、法第26条の4第2項に規定する届出を行つていないときは、様式第15の2を添付すること。 3 [略]	様式第5 (第5条第1項関係) [同左] [同左] [注1 同左] [新設]
様式第5の2 (第5条第2項第1号関係) [略] [注1 略] 2 基礎的電気通信役務 (法第10条第1項第3号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。)に係る業務区域の減少をしようとする場合であつて、法第26条の4第2項に規定する届出を行つていないときは、様式第15の2を添付すること。 3 [略]	2 [同左] 様式第5の2 (第5条第2項第1号関係) [同左] [注1 同左] [新設]
様式第5の3 (第5条第2項第2号関係) [略] [注1 略] 2 基礎的電気通信役務 (法第10条第1項第3号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。)に係る業務区域の減少をしようとする場合であつて、法第26条の4第2項に規定する届出を行つていないときは、様式第15の2を添付すること。 3 [略]	2 [同左] 様式第5の3 (第5条第2項第2号関係) [同左] [注1 同左] [新設]
様式第5の4 (第5条第2項第3号関係) [略] [注1 略] 2 基礎的電気通信役務 (法第10条第1項第3号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。)に係る業務区域の減少をしようとする場合であつて、法第26条の4第2項に規定する届出を行つていないときは、様式第15の2を添付すること。 3 [略]	2 [同左] 様式第5の4 (第5条第2項第3号関係) [同左] [注1 同左] [新設]
様式第5の5 (第5条第2項第4号関係) [略]	2 [同左] 様式第5の5 (第5条第2項第4号関係) [同左]

[注 1 略]

2 基礎的電気通信役務（法第 10 条第 1 項第 3 号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。）に係る業務区域の減少をしようとする場合であつて、法第 26 条の 4 第 2 項に規定する届出を行つていないときは、様式第 15 の 2 を添付すること。

3 [略]

様式第 6（第 7 条、第 9 条第 3 項及び第 4 項、第 40 条の 17 関係）

[略]

変更事項	変更前	変更年月日
	変更後	
氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
住所		
電話番号及び電子メールアドレス		
外国法人等の国内における代表者又は国内における代理人の氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
外国法人等の国内における代表者又は国内における代理人の住所		
外国法人等の国内における代表者又は国内における代理人の電話番号及び電子メールアドレス		
基礎的電気通信役務の提供に関する問合せを受けるための電話番号その他の連絡先		

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

2 「基礎的電気通信役務の提供に関する問合せを受けるための電話番号その他の連絡先」については、他の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者が連絡可能な連絡先を記

[注 1 同左]

[新設]

2 [同左]

様式第 6（第 7 条、第 9 条第 3 項及び第 4 項、第 40 条の 17 関係）

[同左]

変更事項	変更前	変更年月日
	変更後	
氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
住所		
電話番号及び電子メールアドレス		
外国法人等の国内における代表者又は国内における代理人の氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
外国法人等の国内における代表者又は国内における代理人の住所		
外国法人等の国内における代表者又は国内における代理人の電話番号及び電子メールアドレス		

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

載すること。利用者が連絡可能な連絡先を併せて記載する場合には、その旨を明記の上で記載すること。 様式第 8（第 9 条第 1 項、第 60 条の 2 関係） 〔略〕 〔 1 ・ 2 略〕 3 業務区域及び基礎的電気通信役務に係る業務区域 〔注 1 ～ 4 略〕 5 基礎的電気通信役務（法第 10 条第 3 号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。以下この様式において同じ。）を提供する場合にあつては、併せて下記(4)の事項を記載すること。 〔(1) 略〕 〔(2) 略〕 〔(3) 略〕 (4) 基礎的電気通信役務に係る業務区域にその全部又は一部が含まれる地域単位区域 注 1 基礎的電気通信役務に係る業務区域については、一般的に想定している利用形態により基礎的電気通信役務の提供を受けることが可能となる区域（いわゆるサービスエリア）を記載すること。 2 地域単位区域については、市町村（特別区を含む。以下この注において同じ。）を単位とし、当該業務区域にその全部又は一部が含まれる市町村を記載すること。 3 複数の基礎的電気通信役務を提供する場合は、基礎的電気通信役務の区分（第一号基礎的電気通信役務又は第二号基礎的電気通信役務の別及び第一号基礎的電気通信役務にあつては、第 4 条第 3 項に規定する第一号基礎的電気通信役務の種別による区分をいう。）ごとに記載すること。 〔 4 略〕 5 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業を営もうとする場合にあつては、当該基礎的電気通信役務の提供に関する問合せを受けるための電話番号その他の連絡先 注 〔当該基礎的電気通信役務の提供に関する問合せを受けるための電話番号その他の連絡先〕については、他の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者が連絡可能な連絡先を記載すること。利用者が連絡可能な連絡先を併せて記載する場合には、その旨を明記の上で記載すること。 6 〔略〕 〔注 略〕 様式第 9（第 9 条第 5 項関係） 〔略〕 〔注 1 略〕 2 基礎的電気通信役務（法第 10 条第 3 号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。）に係る業務区域の減少をしよ		様式第 8（第 9 条第 1 項、第 60 条の 2 関係） 〔同左〕 〔 1 ・ 2 同左〕 3 業務区域 〔注 1 ～ 4 同左〕 〔新設〕 〔(1) 同左〕 〔(2) 同左〕 〔(3) 同左〕 〔新設〕 〔 4 同左〕 〔新設〕 5 〔同左〕 〔注 同左〕 様式第 9（第 9 条第 5 項関係） 〔同左〕 〔注 1 同左〕 〔新設〕	
---	--	--	--

うとする場合であつて、<u>法第 26 条の 4 第 2 項に規定する届出を行つていないときは、様式第 15 の 2 を添付すること。</u>	
<u>3</u> [略] 様式第 9 の 2 (第 9 条第 6 項第 1 号関係) [略]	<u>2</u> [同左] 様式第 9 の 2 (第 9 条第 6 項第 1 号関係) [同左]
[注 1 略] <u>2</u> 基礎的電気通信役務 (法第 10 条第 1 項第 3 号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。)に係る業務区域の減少をしようとする場合であつて、<u>法第 26 条の 4 第 2 項に規定する届出を行つていないときは、様式第 15 の 2 を添付すること。</u>	[注 1 同左] [新設]
<u>3</u> [略] 様式第 9 の 3 (第 9 条第 6 項第 1 号関係) [略]	<u>2</u> [同左] 様式第 9 の 3 (第 9 条第 6 項第 1 号関係) [同左]
[注 1・2 略] <u>3</u> 基礎的電気通信役務 (法第 10 条第 1 項第 3 号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。)に係る業務区域の減少をしようとする場合であつて、<u>法第 26 条の 4 第 2 項に規定する届出を行つていないときは、様式第 15 の 2 を添付すること。</u>	[注 1・2 同左] [新設]
<u>4</u> [略] 様式第 9 の 4 (第 9 条第 6 項第 2 号関係) [略]	<u>3</u> [同左] 様式第 9 の 4 (第 9 条第 6 項第 2 号関係) [同左]
[注 1 略] <u>2</u> 基礎的電気通信役務 (法第 10 条第 1 項第 3 号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。)に係る業務区域の減少をしようとする場合であつて、<u>法第 26 条の 4 第 2 項に規定する届出を行つていないときは、様式第 15 の 2 を添付すること。</u>	[注 1 同左] [新設]
<u>3</u> [略] 様式第 9 の 5 (第 9 条第 6 項第 2 号関係) [略]	<u>2</u> [同左] 様式第 9 の 5 (第 9 条第 6 項第 2 号関係) [同左]
[注 1・2 略] <u>3</u> 基礎的電気通信役務 (法第 10 条第 1 項第 3 号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。)に係る業務区域の減少をしようとする場合であつて、<u>法第 26 条の 4 第 2 項に規定する届出を行つていないときは、様式第 15 の 2 を添付すること。</u>	[注 1・2 同左] [新設]
<u>4</u> [略] 様式第 9 の 6 (第 9 条第 6 項第 3 号関係) [略]	<u>3</u> [同左] 様式第 9 の 6 (第 9 条第 6 項第 3 号関係) [同左]

〔注 1 略〕 <u>2</u> 基礎的電気通信役務（法第 10 条第 1 項第 3 号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。）に係る業務区域の減少をしようとするときであつて、法第 26 条の 4 第 2 項に規定する届出を行つていない場合は、様式第 15 の 2 を添付すること。 <u>3</u> 〔略〕 様式第 9 の 7（第 9 条第 6 項第 4 号関係） 〔略〕 〔注 1 略〕 <u>2</u> 基礎的電気通信役務（法第 10 条第 1 項第 3 号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。）に係る業務区域の減少をしようとする場合であつて、法第 26 条の 4 第 2 項に規定する届出を行つていないときは、様式第 15 の 2 を添付すること。 <u>3</u> 〔略〕 様式第 12（第 12 条第 1 項関係） 〔略〕	
休止年月日及び予定期間 （廃止年月日）	
休止（廃止）した事業	
電気通信事業法第 26 条の 4 第 1 項又は第 26 条の 5 第 1 項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容	
注 1 「電気通信事業法第 26 条の 4 第 1 項又は第 26 条の 5 第 1 項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法を具体的に記載すること。 〔2 略〕 様式第 12 の 2（第 12 条第 2 項関係） 〔略〕	
休止年月日及び予定期間 （廃止年月日）	
休止（廃止）した事業	

〔注 1 同左〕 〔新設〕 <u>2</u> 〔同左〕 様式第 9 の 7（第 9 条第 6 項第 4 号関係） 〔同左〕 〔注 1 同左〕 〔新設〕 <u>2</u> 〔同左〕 様式第 12（第 12 条第 1 項関係） 〔同左〕	
休止年月日及び予定期間 （廃止年月日）	
休止（廃止）した事業	
電気通信事業法第 26 条の 4 第 1 項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容	
注 1 「電気通信事業法第 26 条の 4 第 1 項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法を具体的に記載すること。 〔2 同左〕 様式第 12 の 2（第 12 条第 2 項関係） 〔同左〕	
休止年月日及び予定期間 （廃止年月日）	
休止（廃止）した事業	

電気通信事業法第 26 条の 4 第 1 項又は第 26 条の 5 第 1 項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容			
注 1 「電気通信事業法第 26 条の 4 第 1 項又は第 26 条の 5 第 1 項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。			
[2 略]			
様式第 12 の 3 (第 12 条第 4 項関係)			
[略]			
休止年月日及び予定期間 (廃止年月日)			
休止 (廃止) した事業			
休止に係る事項又は廃止によつて変更した事項 内 容	休止に係る事項又は廃止 によつて変更した事項	休止 (廃止) 前	休止 (廃止) 後
変 更 内 容			
電気通信事業法第 26 条の 4 第 1 項又は第 26 条の 5 第 1 項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容			
[注 1・2 略]			
3 「電気通信事業法第 26 条の 4 第 1 項又は第 26 条の 5 第 1 項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法を具体的に記載すること。			
[4 略]			
様式第 12 の 4 (第 12 条第 5 項第 1 号関係)			
[略]			
休止年月日及び予定期間 (廃止年月日)			
休止 (廃止) した事業			
休止に係る事項又は廃止によつて変更した事項 内 容	休止に係る事項又は廃止 によつて変更した事項	休止 (廃止) 前	休止 (廃止) 後
変 更 内 容			

電気通信事業法第 26 条の 4 第 1 項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容			
注 1 「電気通信事業法第 26 条の 4 第 1 項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。			
〔 2 同左〕			
様式第 12 の 3 (第 12 条第 4 項関係)			
〔同左〕			
休止年月日及び予定期間 (廃止年月日)			
休止 (廃止) した事業			
休止に係る事項又は廃止によつて変更した事項 内 容	休止に係る事項又は廃止によつて変更した事項	休止 (廃止) 前	休止 (廃止) 後
変 更 内 容			
電気通信事業法第 26 条の 4 第 1 項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容			
〔注 1・2 同左〕			
3 「電気通信事業法第 26 条の 4 第 1 項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法を具体的に記載すること。			
〔 4 同左〕			
様式第 12 の 4 (第 12 条第 5 項第 1 号関係)			
〔同左〕			
休止年月日及び予定期間 (廃止年月日)			
休止 (廃止) した事業			
休止に係る事項又は廃止によつて変更した事項 内 容	休止に係る事項又は廃止によつて変更した事項	休止 (廃止) 前	休止 (廃止) 後
変 更 内 容			

電気通信事業法第26条の4 第1項又は第26条の5第1項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容					
[注1・2 略]					
3 「電気通信事業法第26条の4第1項又は第26条の5第1項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。					
[4 略]					
様式第15の2 (第22条の2の10第7項関係)					
基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少					
(基礎的電気通信役務に用いられる電気通信回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止)の周知の実施届出書					
総務大臣 殿		郵便番号 (ふりがな)		年 月 日	
		住 所 (ふりがな)			
		氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)			
		登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号			
		法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)			
		担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。)			
		電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)			
基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少 (基礎的電気通信役務に用いられる電気通信回線設備					

電気通信事業法第26条の4 第1項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容					
[注1・2 同左]					
3 「電気通信事業法第26条の4第1項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。					
[4 同左]					
様式第15の2 (第22条の2第2項関係)					
第一号基礎的電気通信役務提供区域等報告書					
総務大臣 殿		郵便番号 (ふりがな)		年 月 日	
		住 所 (ふりがな)			
		氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)			
		連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)			
電気通信事業法第25条第1項の第一号基礎的電気通信役務の提供を電気通信事業法施行規則第14条第1号に規定する電気通信役務に代えて同条第3号又は第4号に規定する電気通信役務により提供する区域等について、電気通信事業法第166条第1項及び電気通信事業法施行規則第22条の2第2項の規定により、報告します。					

備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止）を行いたいので、電気通信事業法第26条の4第2項の規定により、次のとおり届け出ます。	
業務区域の減少（電気通信回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止）をしようとする地域単位区域	
業務区域の減少（電気通信回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止）をしようとする年月日	
業務区域の減少（電気通信回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止）をしようとする業務	
業務区域の減少（電気通信回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止）をしようとする理由	
利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先	
業務区域の減少（電気通信回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止）をしようとする業務に係る基礎的電気通信業務の代替となる基礎的電気通信業務	
利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報	
業務区域の減少等により、基礎的電気通信業務の提供を終了しようとする当該業務区域において基礎的電気通信業務に関する契約に係る申込みの受付を終了しようとする年月日	
周知を開始する年月日及び周知の実施期間	
周知の実施方法	

注1	「業務区域の減少（電気通信回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止）をしようとする業務」については、「（何）サービスに係る業務」等と記載すること。
2	「利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先」については、利用者が連絡可能な連絡先を営業所又は事務所ごとに記載すること。
3	「業務区域の減少（電気通信回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止）をしようとする業務に係る基礎的電気通信業務の代替となる基礎的電気通信業務」については、当該代替となる基礎的電気通信業務（電気通信設備を変更することによりその代替と

実施期日	
電気通信事業法施行規則第14条第3号又は第4号に規定する第一号基礎的電気通信業務により提供する区域	
その他参考となる事項	

注1 電気通信事業法施行規則第14条第3号又は第4号に規定する第一号基礎的電気通信業務により提供する区域ごとに別表とすること。

2 提供区域については、都道府県全域を提供区域とする場合以外は、市町村を単位として記載することとし、市町村の一部を単位とする場合は、字名等を記載すること。

3 参考となる資料があれば添付すること。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

なる場合にあつては、当該電気通信設備及び基礎的電気通信役務。以下この注において同じ。）の名称及びその内容のほか、業務区域の減少（電気通信回線設備の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止）をしようとする業務に係る基礎的電気通信役務と当該代替となる基礎的電気通信役務との比較検討が可能となる情報（当該代替となる基礎的電気通信役務に関する事業者間協議を行った場合にあつては、その情報を含む。）を具体的に記載すること。

4 「利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報」については、当該情報を具体的に記載するとともに、当該情報（その提供方法を含む。）について事前に消費生活に関する事項について専門的な知見を有している機関、団体等に相談している場合にあつては、その旨を併せて記載すること。

5 「周知の実施方法」については、周知をどのように実施するか（項目ごとに当該方法が異なる場合には、それぞれの方法）を具体的に記載すること。なお、本届出より前にも利用者への周知を行っている場合には、その実施時期及び実施方法の概要についても記載すること。

6 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 15 の 3（第 22 条の 2 の 11 の 2 第 2 項関係）

【略】

電気通信事業法第 26 条の 5 第 2 項の規定により、電気通信業務を休止（廃止）したいので、次のとおり届け出ます。

休止予定年月日及び予定期間 (廃止予定年月日)	
休止（廃止）しようとする業務	
休止（廃止）しようとする理由	
周知を開始する年月日及び周知の実施期間	
利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先	
休止（廃止）しようとする業務に係る電気通信役務の代替となる電気通信役務	
利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報	
周知の実施方法	

【注 1～6 略】

なる場合にあつては、当該電気通信設備及び基礎的電気通信役務。以下この注において同じ。）の名称及びその内容のほか、業務区域の減少（電気通信回線設備の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止）をしようとする業務に係る基礎的電気通信役務と当該代替となる基礎的電気通信役務との比較検討が可能となる情報（当該代替となる基礎的電気通信役務に関する事業者間協議を行った場合にあつては、その情報を含む。）を具体的に記載すること。

4 「利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報」については、当該情報を具体的に記載するとともに、当該情報（その提供方法を含む。）について事前に消費生活に関する事項について専門的な知見を有している機関、団体等に相談している場合にあつては、その旨を併せて記載すること。

5 「周知の実施方法」については、周知をどのように実施するか（項目ごとに当該方法が異なる場合には、それぞれの方法）を具体的に記載すること。なお、本届出より前にも利用者への周知を行っている場合には、その実施時期及び実施方法の概要についても記載すること。

6 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 15 の 3（第 22 条の 2 の 11 第 2 項関係）

【同左】

電気通信事業法第 26 条の 4 第 2 項の規定により、電気通信業務を休止（廃止）したいので、次のとおり届け出ます。

休止予定年月日及び予定期間 (廃止予定年月日)	
休止（廃止）しようとする業務	
休止（廃止）しようとする理由	
周知を開始する年月日及び周知の実施期間	
利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先	
休止（廃止）しようとする業務に係る電気通信役務の代替となる電気通信役務	
利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報	
周知の実施方法	

【注 1～6 同左】

様式第 16 (第 22 条の 11 関係)		禁止行為等規定遵守措置等報告書	
[略]			
電気通信事業法第 31 条第 10 項の規定により、別紙のとおり禁止行為、子会社等監督及び体制整備等の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況を報告します。			
[注略]			
様式第 18 の 5 (第 25 条の 5 関係)			
[略]			
注 1 「第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の種類」の項には、様式第 4 の表の 1 から 34 までに掲げる電気通信役務の別を記載すること。			
[2 ～ 5 略]			
様式第 18 の 8 (第 25 条の 7 の 4 関係)			
[略]			
廃止した年月日			
電気通信事業法第 26 条の 5 第 1 項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容			
注 1 「電気通信事業法第 26 条の 5 第 1 項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法を具体的に記載すること。			
[2 略]			
様式第 38 (第 40 条の 3、第 40 条の 6 第 1 号関係)			
[略]			
[1 略]			
注 法第 10 条第 1 項第 3 号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の種別として第 4 条第 3 項に規定するものを記載すること。			
[2 ・ 3 略]			
様式第 38 の 21 (第 54 条の 3 第 1 項関係)			
鉄塔等提供事業認定申請書			
総務大臣 殿			
郵便番号			
(ふりがな)			
住 所			
(ふりがな)			
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)			

様式第 16 (第 22 条の 8 関係)		禁止行為等規定遵守措置等報告書	
[同左]			
電気通信事業法第 31 条第 8 項の規定により、別紙のとおり禁止行為、子会社等監督及び体制整備等の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況を報告します。			
[注同左]			
様式第 18 の 5 (第 25 条の 5 関係)			
[同左]			
注 1 「第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の種類」の項には、様式第 4 の表の 1 から 35 までに掲げる電気通信役務の別を記載すること。			
[2 ～ 5 同左]			
様式第 18 の 8 (第 25 条の 7 の 4 関係)			
[同左]			
廃止した年月日			
電気通信事業法第 26 条の 4 第 1 項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容			
注 1 「電気通信事業法第 26 条の 4 第 1 項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法を具体的に記載すること。			
[2 同左]			
様式第 38 (第 40 条の 3、第 40 条の 6 第 1 号関係)			
[同左]			
[1 同左]			
注 法第 108 条第 2 項に規定する第一号基礎的電気通信役務の種別として第 40 条の 7 に規定するものを記載すること。			
[2 ・ 3 同左]			
[新設]			

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）
担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）
）

電気通信事業法第143条の2第1項の規定により、鉄塔等提供事業の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署がある場合は、当該担当部署の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

2 外国法人等である場合において、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所等

国内における代表者又は国内における代理人の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
国内の住所	
電話番号及び電子メールアドレス（担当部署がある場合は、当該担当部署に連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）	

3 鉄塔等提供事業の業務区域及び鉄塔等提供事業の用に供する鉄塔等の種類並びに鉄塔等提供役務の提供の相手方の氏名又は名称

鉄塔等提供事業の業務区域	鉄塔等の種類	相手方の氏名又は名称

- 注 1 鉄塔等提供事業の業務区域は、鉄塔等提供役務の提供を受けることが可能となる鉄塔等の設置の区域を記載すること。
- 2 鉄塔等提供事業の業務区域は、都道府県市町村（特別区にあつては区、地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあつては区又は総合区）を単位として記載すること。都道府県の全部を鉄塔等提供事業の業務区域とする場合は当該都道府県名を、全国を鉄塔等提供事業の業務区域とする場合は全国と記載すること。
- 3 鉄塔等の種類は、鉄塔等のうち、鉄塔、鉄柱等（第54条の2第2号及び第3号に掲げる工作物）、管路、とう道等の種類を記載すること。
- 4 相手方の氏名又は名称は、鉄塔等提供事業の業務区域ごとに全ての相手方について記載すること。

4 鉄塔等提供役務の提供の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

相手方の氏名又は名称	住所	代表者の氏名
------------	----	--------

5 事業開始予定年月日

注 1 鉄塔等提供事業の業務区域によつて事業開始予定年月日が異なる場合は、当該鉄塔等提供事業の業務区域ごとに記載すること。

2 既に開始している鉄塔等提供事業について認定を受けようとするときは、「既に開始済み」と記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第38の22（第54条の3第3項関係）

認定鉄塔等提供事業計画書

1 認定鉄塔等提供事業（（相続）（合併）（分割）（譲渡し）後の認定鉄塔等提供事業）開始予定年月日

注 1 新たに鉄塔等提供事業を開始しようとするときは、「法第143条の2第1項の認定の申請に係る事業開始予定年月日に同じ」と記載すること。

2 既に開始している鉄塔等提供事業について認定を受けようとするときは、「既に開始済み」と記載すること。

3 承継の認可を受けようとするときは、当該承継後の事業開始予定年月日を記載すること

2 認定鉄塔等提供事業の開始（運営）のため必要となる設備資金及び運転資金の金額並びにその調達方法及び返済計画

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第38の23（第54条の3第4項第1号、第54条の12第1項第4号、第2項第5号及び第3項第11号関係）

誓約書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第

【新設】

【新設】

2条第 16 項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)

担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

認定 (認可) 申請者 (報告を行う認定鉄塔等提供事業者) が電気通信事業法第 143 条の 3 第 1 号から第 3 号までに該当しないことを誓約します。

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第38の24 (第54条の 3 第 4 項第 2 号、第54条の 8 第 2 項第 1 号、第54条の12第 2 項第 3 号及び第 3 項第 4 号関係)

事業収支見積書		備考
項目	年月日～年月日	
収入	鉄塔等提供事業収入	千円
	(何) 事業収入	
	その他の収入	
	計	
	鉄塔等提供事業支出	
支出	人件費	
	経費	
	借料・損料	
	修繕費	
	その他	
	減価償却費	
	租税公課	
	その他	
(何) 事業支出		
その他の支出		
法人税、住民税及び事業税		
計		

[新設]

差引利益										
注 1 鉄塔等提供事業以外の事業について、(何) 事業収入及び(何) 事業支出として記載すること。 2 備考欄には、算出の根拠その他参考となる事項を記載すること。 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。 様式第38の25（第54条の5 関係） 認定鉄塔等提供事業開始の指定期間延長申請書 総務大臣 殿 郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。) 法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。) 担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。) 電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。) 電気通信事業法第143条の5第3項 (第143条の6第7項において準用する同法第143条の5第3項) の規定により、認定鉄塔等提供事業開始の指定期間を延長したいので、申請します。 <table><tr><td>延長に係る鉄塔等提供事業の業務区域</td><td></td></tr><tr><td>指定期間</td><td></td></tr><tr><td>延長する期間</td><td></td></tr><tr><td>延長する理由</td><td></td></tr></table> 注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。			延長に係る鉄塔等提供事業の業務区域		指定期間		延長する期間		延長する理由	
延長に係る鉄塔等提供事業の業務区域										
指定期間										
延長する期間										
延長する理由										

[新設]

様式第38の26（第54条の6 関係）

認定鉄塔等提供事業開始届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

認定年月日及び認定番号

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 16 項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び

電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

次のとおり認定鉄塔等提供事業を開始したので、電気通信事業法第 143 条の 5 第 4 項（第 143 条の 6 第 7 項において準用する同法第 143 条の 5 第 4 項）の規定により、届け出ます。

事業開始年月日

鉄塔等提供事業の業務区域

注 1 鉄塔等提供事業の業務区域は、法第 143 条の 5 第 2 項（第 143 条の 6 第 7 項において準用する法第 143 条の 5 第 2 項）の規定により、これを区分して期間の指定があつた場合に限り記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第38の27（第54条の8 第1項及び第3項関係）

認定鉄塔等提供事業変更認定申請書

総務大臣 殿

郵便番号

年 月 日

【新設】

【新設】

（ふりがな）
住 所
（ふりがな）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

認定年月日及び認定番号

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 16 項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

電気通信事業法第 143 条の 6 第 1 項の規定により、同法第 143 条の 2 第 3 項第 3 号から第 5 号までに掲げる事項の変更又は認定鉄塔等提供業務規程の変更（同条第 5 項各号に掲げる事項の変更に限る。）の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

変更事項	変更前		変更後
変更内容			
変更予定年月日			
変更の理由			

注 1 変更事項は、鉄塔等提供事業の業務区域、鉄塔等の種類、鉄塔等提供役務の提供の相手方又は認定鉄塔等提供業務規程の別を記載すること。
2 認定鉄塔等提供業務規程の変更については、変更前と変更後とを対照しやすいうように記載すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
様式第 38 の 28（第 54 条の 9 関係）

認定鉄塔等提供事業変更届出事
年 月 日
総務大臣 殿
郵便番号

【新設】

（ふりがな）
住 所
（ふりがな）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

認定年月日及び認定番号

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

次のとおり変更したので電気通信事業法第143条の6第5項の規定により、届け出ます。

変更事項	変更前		変更後
変更内容			
変更年月日			
変更の理由			

注1 変更事項は、鉄塔等提供事業の業務区域、鉄塔等の種類又は鉄塔等提供役務の提供の相手方の氏名若しくは名称若しくは住所若しくは代表者の氏名の別を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第38の29（第54条の10第1項及び第2項関係）

認定鉄塔等提供事業氏名等変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
（ふりがな）
住 所
（ふりがな）

【新設】

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
認定年月日及び認定番号
法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)
担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。)
電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

次のとおり変更があつたので、電気通信事業法第143条の6第8項の規定により、届け出ます。

変更事項	変更前	変更年月日
	変更後	
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
住所		
電話番号及び 電子メールアドレス		
外国法人等の国内における代表者又は国内における代理人の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
外国法人等の国内における代表者又は国内における代理人の国内の住所		

外国法人等の国内における代表者又は国内における代理人の電話番号及び電子メールアドレス		
注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。 様式第38の30（第54条の11第2項関係）		
役員変更報告書		
総務大臣 殿		
郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。) 認定年月日及び認定番号 法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。) 担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。) 電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)		
役員に変更があつたので、電気通信事業法第166条第1項及び電気通信事業法施行規則第54条の11第2項の規定により、報告します。		
注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。 様式第38の31（第54条の12第1項関係）		
認定鉄塔等提供事業相続承認可申請書		
総務大臣 殿		

[新設]

[新設]

郵便番号
（ふりがな）
住 所
（ふりがな）
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
相続人が認定鉄塔等提供事業者である場合は、認定年月日及び認定番号
法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）
担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

電気通信事業法第143条の7第2項の規定により、相続による認定鉄塔等提供事業者の地位の承継の認可を受けたいので申請します。

1 電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署がある場合は、当該担当部署の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

2 外国法人等である場合において、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所等

国内における代表者又は国内における代理人の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
国内の住所	
電話番号及び電子メールアドレス（担当部署がある場合は、当該担当部署に連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）	

3 相続後の鉄塔等提供事業の業務区域及び鉄塔等提供事業の用に供する鉄塔等の種類並びに鉄塔等提供役務の提供の相手方の氏名又は名称

鉄塔等提供事業の業務区域	鉄塔等の種類	相手方の氏名又は名称

注1 鉄塔等提供事業の業務区域は、鉄塔等提供役務の提供を受けることが可能となる鉄塔等の設置の区域を記載すること。

2

鉄塔等提供事業の業務区域は、都道府県市町村（特別区にあつては区、地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあつては区又は総合区）を単位として記載すること。都道府県の全部を鉄塔等提供事業の業務区域とする場合は当該都道府県名を、全国を鉄塔等提供事業の業務区域とする場合は全国と記載すること。

3

鉄塔等の種類は、鉄塔等のうち、鉄塔、鉄柱等（第54条の2第2号及び第3号に掲げる工作物）、管路、とう道等の種類を記載すること。

4

相手方の氏名又は名称は、鉄塔等提供事業の業務区域ごとに全ての相手方について記載すること。

4

相続後の鉄塔等提供役務の提供の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

相手方の氏名又は名称	住所	代表者の氏名
------------	----	--------

5

相続に係る情報

被相続人の氏名及び住所	
被相続人の認定年月日及び認定番号	
相続の開始の期日	

注

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第38の32（第54条の12第2項関係）

認定鉄塔等提供事業

合併

承継認可申請書

分割

総務大臣

殿

郵便番号

（ふりがな）

本店又は事務所の所在地

（ふりがな）

合併後存続（合併により設立）する又は分割により当該事業の全部を承継する法人の名称及び代表者（設立委員の代表者）の氏名

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。

）

年

月

日

電気通信事業法第143条の7第3項の規定により、

合併

分割

による認定鉄塔等提供事業者の地位の承継の認可を受けたいので申請します。

[新設]

50頁

1

電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署がある場合は、当該担当部署の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

2

外国法人等である場合において、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所等

国内における代表者又は国内における代理人の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
国内の住所	
電話番号及び電子メールアドレス (担当部署がある場合は、当該担当部署に連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)	

3

合併又は分割後の鉄塔等提供事業の業務区域及び鉄塔等提供事業の用に供する鉄塔等の種類並びに鉄塔等提供役務の提供の相手方の氏名又は名称

鉄塔等提供事業の業務区域	鉄塔等の種類	相手方の氏名又は名称
--------------	--------	------------

注 1

鉄塔等提供事業の業務区域は、鉄塔等提供役務の提供を受けることが可能となる鉄塔等の設置の区域を記載すること。

2

鉄塔等提供事業の業務区域は、都道府県市町村 (特別区にあつては区、地方自治法第252 条の 19 第 1 項の指定都市にあつては区又は総合区) を単位として記載すること。都道府県の全部を鉄塔等提供事業の業務区域とする場合は当該都道府県名を、全国を鉄塔等提供事業の業務区域とする場合は全国と記載すること。

3

鉄塔等の種類は、鉄塔等のうち、鉄塔、鉄柱等 (第 54 条の 2 第 2 号及び第 3 号に掲げる工作物)、管路、とう道等の種類を記載すること。

4

相手方の氏名又は名称は、鉄塔等提供事業の業務区域ごとに全ての相手方について記載すること。

4

合併又は分割後の鉄塔等提供役務の提供の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

相手方の氏名又は名称	住所	代表者の氏名
------------	----	--------

5

合併又は分割に係る情報

当事者	(ふりがな)	
	名称 (ふりがな)	
本店又は主たる事務所の所在地		

51頁

	認定年月日及び認定番号	
	法人番号	
	(ふりがな)	
	名称	
	(ふりがな)	
	本店又は主たる事務所の所在地	
	認定年月日及び認定番号	
	法人番号	
	合併又は分割の年月日	
	合併又は分割の理由	

注 1 認定年月日及び認定番号は、当事者が認定鉄塔等提供事業者以外の者である場合は記載を要しない。

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、法人番号を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第38の33（第54条の12第3項関係）

認定鉄塔等提供事業譲渡譲受承継認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号	
(ふりがな)	
譲渡人住所	
(ふりがな)	
氏 名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
郵便番号	
(ふりがな)	
譲受人住所	
(ふりがな)	
氏 名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
譲受人が認定鉄塔等提供事業者である場合は、認定年月日及び認定番号	
法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）	

【新設】

5 譲渡し及び譲受けに係る情報

譲渡年月日	
譲渡する認定鉄塔等提供事業者の認定年月日及び認定番号	
譲渡しの理由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第38の34（第54条の13第1項、第54条の14第1項関係）

認定鉄塔等提供事業全部休止（廃止）届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

認定年月日及び認定番号

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、

記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。

）

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを

記載すること。なお、担

当部署等がある場合は、

当該担当部署等の電話番

号及び電子メールアドレス

を記載すること。）

認定鉄塔等提供事業の全部を休止（廃止）したいので、電気通信事業法第143条の8第1項（電気通信事業法第143条の9）の規定により、届け出ます。

休止予定年月日及び予定期間 （廃止予定年月日）	
休止（廃止）する事業	
休止の理由	

【新設】

[新設]

注 1 「休止（廃止）する事業」については、「（何）サービスを提供する事業」等と記載すること。

2 「休止の理由」については、事業の全部を廃止するときは記載を要しない。

3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 38 の 35（第 54 条の 13 第 2 項、第 54 条の 14 第 2 項関係）

認定鉄塔等提供事業一部休止（廃止）届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

認定年月日及び認定番号

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 26 年法律第 27 号）

第 2 条第 16 項に規定する法人番号がある場合は、

記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。

）

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを

記載すること。なお、担

当部署等がある場合は、

当該担当部署等の電話番

号及び電子メールアドレス

を記載すること。）

認定鉄塔等提供事業の一部を休止（廃止）したいので、電気通信事業法第 143 条の 8 第 1 項（電気通信事業法第 143 条の 9）の規定により、届け出ます。

休止予定年月日及び予定期間 （廃止予定年月日）	
休止（廃止）する事業	
休止に係る事項又は廃止によつて変更する事項及びその内容	休止に係る事項又は廃止によつて変更す

事項		
	変更内容	休止（廃止）前 休止（廃止）後
休止の理由		

注1 「休止（廃止）する事業」については、「(何) サービスを提供する事業」等と記載すること。

2 「休止に係る事項又は廃止によつて変更する事項」は、鉄塔等提供事業の業務区域、鉄塔等の種類又は鉄塔等提供役務の提供の相手方の別を記載すること。

3 「休止の理由」については、事業の一部を廃止する場合は記載を要しない。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第38の36（第54条の15関係）

認定鉄塔等提供事業の提供に関する契約の締結に関する命令申立書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所
(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。

）

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを

記載すること。なお、担

当部署等がある場合は、

当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

【新設】

認定鉄塔等提供事業の提供に関する契約の締結の協議が 不調 のため、電気通信事業
不能

法第143条の13第5項の規定により、次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます
2.

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
締結又は変更しようとする認定鉄塔等提供事業の提供に関する契約の概要	
予定する契約の期間	
協議の不調又は不能の理由	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第38の37（第54条の16関係）

認定鉄塔等提供役務の提供に関する契約裁定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。

）

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び

電子メールアドレスを

記載すること。なお、担

当部署等がある場合は、

当該担当部署等の電話番

号及び電子メールアドレス

【新設】

スを記載すること。)

認定鉄塔等提供事業の提供に関する契約の締結の協議が不調のため、電気通信事業法（注1）の規定により、次のとおり裁定を申請します。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
裁定を求める理由	
予定する契約の期間	
協議の不調の理由及び協議の経過	
契約の締結の協議に関する命令を経ている場合は、その年月日	
その他参考となる事項	

注1 次に掲げる条項のうち、該当するものを記載すること。

- (1) 法第143条の13第6項において準用する同法第35条第3項
- (2) 法第143条の13第6項において準用する同法第35条第4項
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第38の38（第54条の17第2項関係）

重大な事故報告書（詳細）

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

認定年月日及び認定番号

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、

【新設】

当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

発生年月日及び時刻並びに発生を知った年月日及び時刻	復旧年月日	
発生場所		
事故の全体概要		
事故の原因となつた鉄塔等の種類		
事故が影響を与えた認定鉄塔等提供役務の提供の相手方の氏名又は名称		
措置模様（事故対応状況）		
発生原因		
再発防止策		
その他参考となる事項		

- 注 1 「発生場所」の欄は、当該事故の原因となつた鉄塔等の設置場所（住所・建物名等）を記載すること。
- 2 「事故の原因となつた鉄塔等の種類」の欄は、鉄塔、鉄柱等（第54条の2第2号及び第3号に掲げる工作物）、管路、とう道又はそれらの附属設備（同条第4号、第5号及び第6号に掲げる工作物）等の種類を記載すること。
- 3 「措置模様（事故対応状況）」の欄は、当該事故の発生時、認知時、復旧作業経過及び後日対応等に応じた措置模様を、日時及び対応者とともに記載すること。
- 4 「発生原因」の欄は、当該事故の発生の原因を記載すること。また、当該事故の発生した鉄塔等の管理工程（設計、工事、維持・運用等）についても記載すること。
- 5 「再発防止策」の欄は、当該事故に係る再発防止策及び同様の事故の発生を防ぐための再発防止策並びにそれらの実施完了日又は実施予定時期を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第39の2（第54条の18関係）

土地等
使用
認可申請書
継続使用

総務大臣 殿
郵便番号
(ふりがな)
年 月 日

【新設】

住所 (ふりがな) 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。) 認定年月日及び認定番号 法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 16 項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。) 担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。) 電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)	
電気通信事業法第 143 条の 15 において準用する同法第 128 条第 1 項の規定により、土地等の使用の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。 記 1 土地等の種類及び所在地 2 土地等の所有者 (所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者) の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所 3 使用開始の時期 4 鉄塔等の位置、種類及び数 5 土地等の使用の認可を申請する理由 6 その他参考となる事項 注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。 様式第 40 の 2 (第 54 条の 19 関係) 土地等使用の協議成立届出書 土地等継続使用 総務大臣 殿 年 月 日	

〔新設〕

認定鉄塔等提供事業者	
郵便番号	
<u> (ふりがな) </u>	
住 所	
<u> (ふりがな) </u>	
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)	
認定年月日及び認定番号	
法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 16 項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)	
担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。)	
電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)	
土地等の所有者 (所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者)	
郵便番号	
<u> (ふりがな) </u>	
住 所	
<u> (ふりがな) </u>	
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)	
年 月 日	認可があつた土地等の使用継続使用
立したので、電気通信事業法第 143 条の 15 において準用する同法第 128 条第 6 項の規定により、届け出ます。	
記	
1. 土地等の種類及び所在地	

[新設]

- 2 使用開始の時期及び使用期間
3 铁塔等の位置、種類及び数
4 その他参考となる事項

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第41の2（第54条の20関係）

使 用
土地等 継続使用 裁定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
（ふりがな）
住 所
（ふりがな）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

認定年月日及び認定番号

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

年 月 日認可があつた土地等の使用について、協議 不調 のため、電気通信事業 不能

法第143条の15において準用する同法第129条第1項に基づき下記のとおり裁定を申請します。

記

1	土地等の種類及び所在地	
2	土地等の所有者（所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者）の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
3	使用開始の時期及び使用期間	
4	鉄塔等の位置、種類及び数	
5	協議の不調又は不能の理由	
6	その他参考となる事項	
注	用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。	
様式第42の2（第54条の21関係）		
土地等一時使用		土地等一時使用
土地立入り		許可申請書
		年　月　日
総務大臣　殿		
郵便番号		
（ふりがな）		
住　所		
（ふりがな）		
氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）		
認定年月日及び認定番号		
法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）		
担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）		
電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）		
電気通信事業法第143条の15において準用する同法		
第133条第2項		
第134条第2項		
の規定により、		
土地等一時使用		
土地立入り		
許可を受けたいので、下記のとおり申請します。		

〔新設〕

- 1 土地等の種類及び所在地
- 2 土地等の所有者（所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者）の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- 3 使用 開始の時期及び 使用 期間
立入リ 立入リ
- 4 使用 立入リ を必要とする理由
- 5 その他参考となる事項
- 注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 様式第 43 の 2（第 54 条の 22 関係）

植物伐採等許可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

認定年月日及び認定番号

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第

2 条第 16 項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び

電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署

等がある場合は、当該担当

部署等の電話番号及び電子

メールアドレスを記載する

こと。）

電気通信事業法第 143 条の 15 において準用する同法第 136 条第 1 項の規定により、植物の伐

[新設]

採等の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 植物の所在する場所
 - 2 植物の所有者の氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
 - 3 伐採又は移植すべき植物の種類及び数量
 - 4 伐採又は移植の方法
 - 5 伐採又は移植の時期
 - 6 伐採又は移植を必要とする理由
 - 7 その他参考となる事項
- 注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 様式第44の2（第54条の23関係）

損失補償裁定申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

郵便番号

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

認定年月日及び認定番号

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び

電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

損失の補償について協議 不調 のため、電気通信事業法第143条の15において準用す

〔新設〕

不能
る同法第 137 条第 2 項の規定により、下記のとおり裁定を申請します。

記

- 1 損失発生の日時、場所及び原因
- 2 相手方の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- 3 損失の事実
- 4 損失補償の見積り及びその内訳
- 5 協議の不調又は不能の理由
- 6 その他参考となる事項

- 注 1 申請者が 2 人以上の場合は、連名で申請することができること。この場合、そのうちの 1 人を代表者とし、その旨を記載すること。
- 2 認定年月日及び認定番号は、申請者が認定鉄塔等提供事業者以外の者である場合は記載を要しない。
- 3 「損失補償の見積り及びその内訳」については、積算の根拠を明らかにすること。
- 4 「協議の不調の理由」については、その理由のほか、協議の経過の概要も明らかにすること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第45の 2（第54条の24関係）

鉄塔等移転等裁定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
（ふりがな）
住 所
（ふりがな）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

認定年月日及び認定番号

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）
第 2 条第 16 項に規定する法人番号がある場合は、
記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。
）

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び

[新設]

電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。) 鉄塔等の移転その他支障の除去に必要な措置について協議が 事業法第143条の15において準用する第138条第3項の規定により、下記のとおり裁定を申請します。	不調のため、電気通信不能
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則（昭和六十年郵政省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄のように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(会社に係る目的達成業務の届出) 第一条 日本電信電話株式会社(以下「会社」という。)は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号。以下「法」という。)<u>第二条第二項の規定により</u>会社の目的を達成するために必要な業務を営むことの届出をしようとするときは、当該業務の開始の日の七日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。 〔一〇四 略〕 (地域電気通信業務等から除かれる電気通信役務の用に供する電気通信設備) 第一条の二 法第二条第三項第一号イの総務省令で定める伝送路設備は、次に掲げる電気通信役務以外の電気通信役務の用に供するものとする。 一 電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)第一条第二項第十三号の二に規定するローカル5Gサービス 二 電気通信事業報告規則第一条第二項第十五号に規定する公衆無線LANアクセスサービス 三 その他総務大臣が別に告示する電気通信役務 2 法第二条第三項第一号ロの総務省令で定める電気通信設備は、専らインターネットの接続点間の通信の用に供する電気通信設備とする。 (地域会社に係る目的達成業務等の届出) 第二条 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「地域会社」という。)は、法第二条第四項(第一号に係る部分に限る。)の規定による届出をしようとするときは、同号に掲げる業務の開始の日から起算して十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。 一 業務の内容 二 業務の開始の日 三 業務を営む理由 2 地域会社は、法第二条第四項(第二号に係る部分に限る。)の規定による届出をしようとするときは、同号に掲げる業務の開始の日から起算して十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。 一 業務の内容及び区域 二 業務の開始の日 三 業務を営む理由 (活用業務から除く業務) 第二条の四 法第二条第七項の総務省令で定める業務は、放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第一号に規定する放送の業務とする。	(目的達成業務の届出) 第一条 日本電信電話株式会社(以下「会社」という。)、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「地域会社」という。)<u>は</u>日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号。以下「法」という。)<u>第二条第二項及び第四項第一号の規定により</u>会社及び地域会社の目的を達成するために必要な業務を営むことの届出をしようとするときは、当該業務の開始の日の七日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。 〔一〇四 同上〕 〔新設〕 (地域会社が法第二条第三項第一号により地域電気通信業務を営むものとされた都道府県の区域以外の都道府県の区域において行う地域電気通信業務の届出) 第二条 地域会社は、法第二条第四項第二号の規定により地域電気通信業務を営むことの届出をしようとするときは、当該業務の開始の日の七日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。 一 業務の内容及び区域 二 業務の開始の日 三 業務の収支の見込み 四 所要資金の額及びその調達方法 五 業務を営む理由 (活用業務の届出) 第二条の四 地域会社は、法第二条第六項の規定により、同条第三項に規定する業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことの届出をしようとするときは、当該業務の開始の日の三十日前までに、次に掲げる事項を記

（実施基準の届出）

第二条の五 地域会社は、法第二条第八項の規定による届出をしようとするときは、活用業務（同条第七項に規定する活用業務をいう。以下同じ。）の開始の日の三十日前までに、様式第一の届出書に、実施基準（同条第八項に規定する実施基準をいう。以下同じ。）（変更の届出の場合は、新旧の対照を明示すること。）を添えて提出しなければならない。

（実施基準の記載事項）

第二条の六 実施基準には、法第二条第九項に規定する必要な内容として次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 業務の概要
- 二 業務の実施方法
- 三 業務の収支計画の方針
- 四 所要資金の調達方針
- 五 活用する設備若しくは技術又は職員の概要
- 六 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内において営まれることを確保するための措置に関する次に掲げる事項
 - イ 活用業務を営むに当たつて地域会社が構築するネットワークの利用における同等性を確保するために講ずる措置
 - ロ 活用業務に用いるネットワーク（他の電気通信事業者が同様の業務を営む場合に必要となるものに限る。）に関する情報の提供を適正に行うために講ずる措置
 - ハ 他の電気通信事業者が活用業務と同様の業務を営むに当たつて必要不可欠な情報（地域会社が保有するものに限る。）がある場合には、当該情報の提供を適正に行うために講ずる措置
 - ニ 活用業務に係る営業活動において、地域電気通信業務に際して知り得た情報（他の電気通信事業者に関する情報その他の電気通信事業者間の適正な競争関係の確保のためその公正な取扱いが求められるものに限る。）の目的外利用その他の不正な行為を防止するための体制を整備する措置
 - ホ 活用業務に係る会計と他の業務に係る会計とを区分して整理する措置
 - ヘ その他活用業務（電気通信業務に関連しない業務を除く。）を営むに当たつて他の電気通信事業者に対する公平性を確保するために講ずる措置

載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 業務の内容
- 二 業務の開始の日
- 三 業務の収支の見込み
- 四 所要資金の額及びその調達方法
- 五 業務を営む理由
- 六 活用する設備若しくは技術又は職員の概要
- 七 電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置

（届出書に記載された事項の公表）

第二条の五 総務大臣は、第一条、第二条及び前条の届出書を受理した場合は、速やかに、当該届出書に記載された事項（公にすることにより、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報を除く。）をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

〔新設〕

	〔活用業務の実施状況等に関する報告〕 第二条の七 地域会社は、法第二十一条の規定により報告をしようとするときは、毎事業年度経過後六月以内に、様式第二の報告書に、当該事業年度に係る次に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。 一 当該事業年度に開始した活用業務の概要 二 活用業務を営むに当たつて構築するネットワークの利用における同等性を確保するために講じた措置 三 活用業務に用いるネットワーク（他の電気通信事業者が同様の業務を営む場合に必要となるものに限る。）に関する情報の提供を適正に行うために講じた措置 四 他の電気通信事業者が活用業務と同様の業務を営むに当たつて必要不可欠な情報（地域会社が保有するものに限る。）がある場合には、当該情報の提供を適正に行うために講じた措置 五 活用業務に係る営業活動において、地域電気通信業務に際して知り得た情報の目的外利用その他の不公正な行為を防止するための体制を整備するために講じた措置 六 活用業務に係る会計と他の業務に係る会計とを区分して整理した措置及び活用業務に関する収支の状況 七 活用業務（電気通信業務に関連しない業務を除く。）を営むに当たつて他の電気通信事業者に対する公平性を確保するために講じた措置 八 サービスごとの契約の状況 （実施基準等に記載した事項の公表） 第二条の八 地域会社は、実施基準又は前条の報告書を総務大臣に提出したときは、速やかに、当該実施基準又は当該報告書（公にすることにより、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる事項に係る部分を除く。）をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。 （外国人等議決権割合の公告等） 第六条 〔略〕 2 法第六条第四項の規定による公告は、会社の定款で定める公告の方法により行うものとし、同項の規定による報告は、様式第三の報告書により行うものとする。 3 法第六条第五項の総務省令で定める変更は、次に掲げるものとする。 一 変更前の外国人等議決権割合が百分の三十未満である場合にあつては、変更後の外国人等議決権割合が百分の三十以上となる変更 二 変更前の外国人等議決権割合が百分の三十以上である場合（変更前の外国人等議決権割合に関して、法第六条第一項又は第二項の規定により、株主名簿に記載若しくは記録をしていない場合を除く。）にあつては、変更後の外国人等議決権割合の増加が千分の一以上である変更又は変更後の外国人等議決権割合が三分の一以上となる変更 三 変更前の外国人等議決権割合が百分の三十以上である場合（前号に規定する場合を除く。）にあつては、外国人等議決権割合の変更
--	---

	〔新設〕 〔新設〕 （公告） 第六条 〔同上〕 2 法第六条第四項の総務省令で定める方法は、会社の定款で定める公告の方法とする。 〔新設〕
--	---

4 法第六條第五項の規定による報告は、様式第四の報告書により、前項に規定する変更があつた後速やかに総務大臣に提出して行わなければならない。

5 法第六條第六項の規定による報告は、様式第五の報告書により、会社の毎事業年度終了後三月以内に総務大臣に提出して行わなければならない。

6 法第六條第六項の総務省令で定める期間は、会社の事業年度とする。

(取締役及び監査役の就任等の届出)

第七條 法第十條第三項前段の規定による届出は、代表取締役、取締役又は監査役が就任し、又は退任した日から起算して十四日以内に、様式第六による届出書により行わなければならない。

2・3 〔略〕

4 法第十條第三項後段の規定による変更の届出は、当該変更があつた日から起算して十四日以内に、同項第一号から第三号までに掲げる事項(第一号に掲げる事項にあつては、住所の変更を除く。)[及び第二項第一号に掲げる事項(当該変更に係る部分に限る。)]を記載した様式第七による届出書により行わなければならない。この場合において、当該届出書には、前項第一号に掲げる書類(当該事項に係るものに限る。)を添付しなければならない。

(合併、分割又は解散の決議の認可)

第九條 会社及び地域会社は、法第十一條第一項の規定により合併、分割又は解散の決議の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項(解散の決議の認可を受けようとする場合にあつては、第二号を除く。)を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 次のイからハまでに掲げる場合に应じ、当該イからハまでに定める事項

イ 合併の場合 吸収合併後存続する法人(次号ロ及び次項第五号イにおいて「吸収合併存続会社」という。)[又は新設合併により設立する法人(同号イにおいて「新設合併設立会社」という。)]の商号及び住所並びに合併の方法及び条件

ロ 分割の場合 吸収分割をする法人がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を当該法人から承継する法人(次号ロ及び次項第五号ロにおいて「吸収分割承継会社」という。)[又は新設分割により設立する法人(同号ロにおいて「新設分割設立会社」という。)]の商号及び住所並びに分割の方法及び条件

ハ 〔略〕

二 次のイからハまでに掲げる場合に应じ、当該イからハまでに定める反対株主の氏名又は名称及び住所並びにその者の所有する株式の数

イ 会社が、吸収合併により消滅する会社又は吸収分割をする会社となる場合 会社法第七百八十五條第二項に規定する反対株主

ロ 〔略〕

ハ 会社が、新設合併により消滅する会社又は新設分割をする会社となる場合 会社法第八百六條第二項に規定する反対株主

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

(取締役及び監査役の就任等の届出)

第七條 法第十條第三項前段の規定による届出は、代表取締役、取締役又は監査役が就任し、又は退任した日から起算して十四日以内に、様式第一による届出書により行わなければならない。

2・3 〔同上〕

4 法第十條第三項後段の規定による変更の届出は、当該変更があつた日から起算して十四日以内に、同項第一号から第三号までに掲げる事項[及び第二項第一号に掲げる事項(当該変更に係る部分に限る。)]を記載した様式第二による届出書により行わなければならない。この場合において、当該届出書には、前項第一号に掲げる書類(当該事項に係るものに限る。)]を添付しなければならない。

(合併、分割又は解散の決議の認可)

第九條 会社及び地域会社は、法第十一條第一項の規定により合併、分割又は解散の決議の認可を受けようとするときは、次の事項(解散の決議の認可を受けようとする場合にあつては、第一号、第四号及び第五号に規定する事項に限る。)]を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 〔同上〕

イ 合併の場合 吸収合併後存続する会社(以下「吸収合併存続会社」という。)[又は新設合併により設立する会社(以下「新設合併設立会社」という。)]の商号及び住所並びに合併の方法及び条件

ロ 分割の場合 会社又は地域会社[がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を会社又は地域会社から承継する会社(以下「吸収分割承継会社」という。)]又は新設分割により設立する会社(以下「新設分割設立会社」という。)]の商号及び住所並びに分割の方法及び条件

ハ 〔同上〕

二 〔同上〕

イ 会社が、吸収合併により消滅する会社又は吸収分割する会社となる場合 会社法第七百八十五條第二項に規定する反対株主

ロ 〔同上〕

ハ 会社が、新設合併により消滅する会社又は会社法第七百六十三條第一項第一号に規定する新規分割設立株式会社が新設分割により新規分割する会社となる場合 同法第八百六條第二項に規定する反対株主

3	地域会社は、法第十三条の規定により同条各号に掲げる物の譲渡の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に当該物を譲渡することを証する書面を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
一	譲渡しようとする物の内容
二	譲渡の相手方の氏名又は名称及び住所
三	所有権以外の権利の目的となつているときは、その権利の種類
四	対価の額
五	対価の受領の時期及び方法その他の譲渡の条件
六	譲渡の理由
4	地域会社は、法第十三条の規定により同条各号に掲げる物を担保に供することの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に当該物を担保に供することを証する書面を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
一	担保に供しようとする物の内容
二	権利を取得する者の氏名又は名称及び住所
三	物を第三者のために担保に供しようとするときは、その者の氏名又は名称及び住所
四	権利の種類
五	担保される債権の額
六	担保に供する理由
5	地域会社は、法第十三条の規定により同条各号に掲げる物について第一項第一号に掲げる処分をすることの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に同号に掲げる処分をすることを証する書面を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
一	第一項第一号に掲げる処分をしようとする法第十三条各号に掲げる物の内容
二	第一項第一号に掲げる処分をする費用
三	第一項第一号に掲げる処分をする理由
6	地域会社は、法第十三条の規定により同条各号に掲げる物について第一項第二号に掲げる処分をすることの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に同号に掲げる処分をすることを証する書面を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
一	第一項第二号に掲げる処分をしようとする法第十三条各号に掲げる物の内容
二	第一項第二号に掲げる処分の相手方の氏名又は名称及び住所
三	対価の額
四	対価の受領の時期及び方法その他第一項第二号に掲げる処分の条件
五	第一項第二号に掲げる処分をする理由
様式第1（第2条の5関係）	
実施基準（変更）届出書	
総務大臣殿	
郵便番号	
年 月 日	

四 権利の種類
五 担保される債権の額
六 担保に供する理由

【新設】

住所 名称 代表者氏名 担当部署名 電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。 なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること 。）	法第2条第8項の規定により、別紙のとおり実施基準を定めた（変更した）ので届け出ます。 注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。 様式第2（第2条の7関係）
活用業務実施状況等報告書	年 月 日
総務大臣殿	郵便番号 住所 名称 代表者氏名 担当部署名 電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。 なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること 。）
法第2条第11項の規定により、別紙のとおり活用業務の実施状況等を報告します。 注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。	
様式第3（第6条第2項関係）	外国人等議決権割合報告書
総務大臣殿	郵便番号 住所 名称
	年 月 日

【新設】

【新設】

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）
電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子

メールアドレスを記載すること
。なお、担当部署等がある場合
は、当該担当部署等の電話番号
及び電子メールアドレスを記載
すること。）

外国人等議決権割合について、法第6条第4項の規定により、別添のとおり報告します。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第4（第6条第4項関係）

外国人等議決権割合変更報告書

年 月 日

総務大臣殿

郵便番号

住所

名称

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子

メールアドレスを記載すること

。なお、担当部署等がある場合
は、当該担当部署等の電話番号
及び電子メールアドレスを記載
すること。）

外国人等議決権割合に変更があつたので、法第6条第5項の規定により、報告します。

変更年月日	
変更の理由	
変更前の外国人等議決権割合	
変更後の外国人等議決権割合	

注1 外国人等議決権割合は、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。
ただし、四捨五入前の数値が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨
五入して33.33%となり、四捨五入する前の割合が3分の1未満であることが確認でき
ないときは、四捨五入せず、割合が3分の1未満であることがわかる小数点以下の位ま
で記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：33.33321%の場合は33.
3332%まで記載すること。）。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第5（第6条第5項関係）

【新設】

【新設】

外国 人等議決権割合に係る規定の遵守のため講じた措置の実施状況報告書

年 月 日

総務大臣殿

郵便番号

住所

名称

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子

メールアドレスを記載すること

。なお、担当部署等がある場合

は、当該担当部署等の電話番号

及び電子メールアドレスを記載

すること。）

法第6条第6項の規定により、 年 月 日から 年 月 日までの間の外国

人等議決権割合に係る規定の遵守のため講じた措置の実施状況について、次のとおり報告しま

す。

注

関係職員の知識の取得及び向

上を図るために必要な研修そ

の他の措置の実施状況

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第6（第7条第1項関係

【略】

様式第7（第7条第4項関係

【略】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線（下線を含む。）は注記せぬ。

様式第1（第7条第1項関係

【同左】

様式第2（第7条第4項関係

【同左】

(電波法施行規則の一部改正)

第三条 電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	附則 (附属設備) 〔1〕4 略 5 法附則第十四項の規定により読み替えて適用する法第百三条の二第四項第十二号の三の総務省令で定める附属設備は、中継局その他の設備に電力を供給し、又は当該設備を監視し、若しくは制御するための設備とする。 6 法附則第十四項の規定により読み替えて適用する法第百三条の二第四項第十二号の四の総務省令で定める附属設備は、同号の電気通信設備に電力を供給し、又は当該設備を監視し、若しくは制御するための設備とする。 〔7 略〕
改正前	附則 (附属設備) 〔1〕4 同上 5 法附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第百三条の二第四項第十二号の三の総務省令で定める附属設備は、中継局その他の設備に電力を供給し、又は当該設備を監視し、若しくは制御するための設備とする。 6 法附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第百三条の二第四項第十二号の四の総務省令で定める附属設備は、同号の電気通信設備に電力を供給し、又は当該設備を監視し、若しくは制御するための設備とする。 〔7 同上〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(電気通信事業会計規則の一部改正)

第四条 電気通信事業会計規則(昭和六十年郵政省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

出 産					出 産				
別表第二 (第5条、第6条、第15条及び第18条関係) 財 務 諸 表 様 式 [様式第1～様式第14 略] 様式第15 指定電気通信役務損益明細表 事業者名 _____ 年 月 日から 年 月 日まで					別表第二 (第5条、第6条、第15条及び第18条関係) 財 務 諸 表 様 式 [様式第1～様式第14 同左] 様式第15 指定電気通信役務損益明細表 事業者名 _____ 年 月 日から 年 月 日まで				
(単位：円)					(単位：円)				
役務の種類		営業収益	営業費用	営業利益	摘 要				
指 定 電 気 通 信 役 務	音 声 伝 送 役 務								
	基本料								
	市内・市外通信								
	公衆電話								
	その他								
	小計								
	FTTHアクセスサービ								
ス									
専用役務									
その他									
小計									
指定電気通信役務以外の電気通信役務									
合計									
[略]					[同左]				
[様式第16～様式第18 略]					[様式第16～様式第18 同左]				
備考 第6条の「」の記載は必須でない。									

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第五条 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後		改正前																																				
(特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の業務に係る収益報告等) 第四条 電気通信事業法第十二条の二第四項第三号二に規定する特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の提供の業務を行う電気通信事業者は、様式第二十三により、毎報告年度経過後三月以内に、当該報告年度の当該業務に係る収益について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。 (認定鉄塔等提供事業者の会計報告) 第七条 認定鉄塔等提供事業者は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び様式第二十六の鉄塔等提供事業損益報告を、書面等により総務大臣に提出しなければならない。 附 則 〔1 略〕 2 当分の間、電気通信事業者、届出媒介等業務受託者又は認定鉄塔等提供事業者で特別の事情があるものは、総務大臣の承認を受けて、この省令の規定によらないことができる。 〔3・4 略〕 様式第26 (第7条関係)		(特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の業務に係る収益報告等) 第四条 電気通信事業法第十二条の二第四項第二号二に規定する特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の提供の業務を行う電気通信事業者は、様式第二十三により、毎報告年度経過後三月以内に、当該報告年度の当該業務に係る収益について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。 第七条 削除 附 則 〔1 同上〕 2 当分の間、電気通信事業者又は届出媒介等業務受託者で特別の事情があるものは、総務大臣の承認を受けて、この省令の規定によらないことができる。 〔3・4 同上〕 様式第26 削除																																				
<table><tr><th colspan="5">鉄塔等提供事業損益報告</th></tr><tr><td colspan="4"></td><td>年 月 日から 年 月 日まで</td></tr><tr><td colspan="4">事業者名</td><td>(単位: 円)</td></tr><tr><th>事業の種類</th><th>営業収益</th><th>営業費用</th><th>営業利益</th><th>摘要</th></tr><tr><td>鉄塔等提供事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>鉄塔等提供事業以外の事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		鉄塔等提供事業損益報告									年 月 日から 年 月 日まで	事業者名				(単位: 円)	事業の種類	営業収益	営業費用	営業利益	摘要	鉄塔等提供事業					鉄塔等提供事業以外の事業					合計						
鉄塔等提供事業損益報告																																						
				年 月 日から 年 月 日まで																																		
事業者名				(単位: 円)																																		
事業の種類	営業収益	営業費用	営業利益	摘要																																		
鉄塔等提供事業																																						
鉄塔等提供事業以外の事業																																						
合計																																						
注 1 鉄塔等提供事業と鉄塔等提供事業以外の事業とに関連する収益及び費用については、適正な基準によりそれぞれの事業に配賦すること。 2 鉄塔等提供事業と鉄塔等提供事業以外の事業とに共用される固定資産は、適正な基準によりそれぞれの事業の勘定に整理すること。ただし、その基準によって配賦することが著しく困難な場合は、その全部を主たる用途の事業の勘定に整理すること。 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。																																						
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。																																						

（電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第六条 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（平成十年郵政省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる二重傍線を付した共通見出しで改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	
附則 「見出しを削る。」 第二条 削除 (経過措置) 第三条 この省令の施行の際現に電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律第二条の規定による改正後の電気通信事業法（以下「新法」という。）第三十八条の二第二項に規定する指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が当該指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であつて、新法第三十一条第三項の郵政省令で定めるものに適用される最初の基準料金指数については、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則第十九条の五第二項中「十月一日から一年」とあるのは、「適用の日から九月三十日までの期間」とする。	
附則 (経過措置) 第二条 電気通信事業法附則第五条第二項の電報の取扱いの役務に関する料金については、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則の規定は適用せず、この省令による改正前の電気通信事業法施行規則の規定はなお効力を有する。 第三条 この省令の施行の際現に電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律第二条の規定による改正後の電気通信事業法（以下「新法」という。）第三十八条の二第二項に規定する指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が当該指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であつて、新法第三十一条第三項の郵政省令で定めるものに適用される最初の基準料金指数については、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則第十九条の五第二項中「十月一日から一年」とあるのは、「適用の日から九月三十日までの期間」とする。	

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（電気通信紛争処理委員会手続規則の一部改正）

第七条 電気通信紛争処理委員会手続規則（平成十三年総務省令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改 正 後			改 正 前		
(あつせんの申請)			(あつせんの申請)		
第四条 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「事業法」という。）第五百五十四条第一項（事業法第五百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第五百五十七条第一項、第五百五十七条の二第二項又は第五百五十七条の三第一項のあつせんの申請をしようとする者は、様式第一の申請書を委員会に提出しなければならない。 〔2～4 略〕 （仲裁の申請） 第五条 事業法第五百五十五条第一項（事業法第五百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第五百五十七条第三項、第五百五十七条の二第三項又は第五百五十七条の三第三項の仲裁の申請をしようとする者は、様式第四の申請書を委員会に提出しなければならない。 〔2～5 略〕 （申請の方法） 第六条 事業法第五百五十四条第一項（事業法第五百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第五百五十七条第一項、第五百五十七条の二第二項若しくは第五百五十七条の三第一項、電波法第二十七条の三十八第一項若しくは第二項若しくは放送法第四百二十二条第一項のあつせん又は事業法第五百五十五条第一項（事業法第五百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第五百五十七条第三項、第五百五十七条の二第三項若しくは第五百五十七条の三第三項、電波法第二十七条の三十八第四項若しくは放送法第四百二十二条第三項の仲裁の申請は、当該申請をしようとする者の住所を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して行うことができる。 <u>様式第1(第4条第1項関係)</u>			第四条 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「事業法」という。）第五百五十四条第一項（事業法第五百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第五百五十七条第一項又は第五百五十七条の二第二項のあつせんの申請をしようとする者は、様式第一の申請書を委員会に提出しなければならない。 〔2～4 同上〕 （仲裁の申請） 第五条 事業法第五百五十五条第一項（事業法第五百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第五百五十七条第三項又は第五百五十七条の二第三項の仲裁の申請をしようとする者は、様式第四の申請書を委員会に提出しなければならない。 〔2～5 同上〕 （申請の方法） 第六条 事業法第五百五十四条第一項（事業法第五百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第五百五十七条第一項若しくは第五百五十七条の二第二項、電波法第二十七条の三十八第一項若しくは第二項若しくは放送法第四百二十二条第一項のあつせん又は事業法第五百五十五条第一項（事業法第五百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第五百五十七条第三項若しくは第五百五十七条の二第三項、電波法第二十七条の三十八第四項若しくは放送法第四百二十二条第三項の仲裁の申請は、当該申請をしようとする者の住所を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して行うことができる。 <u>様式第1(第4条第1項関係)</u>		
電気通信紛争処理委員会委員長 殿 郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。) 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号(申請者が電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営む者であるときは、記載を要しない。) 連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)			電気通信紛争処理委員会委員長 殿 郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。) 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号(申請者が電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営む者であるときは、記載を要しない。) 連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)		

（協定又は契約（注1）に関する協議が
不調のため電気通信事業法（関連条項（注1）
の規定により、次のとおりあつてを申請します。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
あつてを求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注1 次の区分により、該当する協定又は契約及び電気通信事業法の関連条項を記載すること。

協定又は契約	関連条項
電気通信設備の接続に関する協定	第154条第1項
電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	第156条第1項において準用する同法第154条第1項
卸電気通信役務の提供に関する契約	第156条第2項において準用する同法第154条第1項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第157条第1項
電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	第157条の2第1項
認定铁塔等提供役務の提供に関する契約	第157条の3第1項

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第4（第5条第1項関係）

申 裁 申 請 書

年 月 日

電気通信紛争処理委員長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号（申請者が電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電

こと。）
（協定又は契約（注1）に関する協議が
不調のため電気通信事業法（関連条項（注1）
の規定により、次のとおりあつてを申請します。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
あつてを求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注1 次の区分により、該当する協定又は契約及び電気通信事業法の関連条項を記載すること。

協定又は契約	関連条項
電気通信設備の接続に関する協定	第154条第1項
電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	第156条第1項
卸電気通信役務の提供に関する契約	第156条第2項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第157条第1項
電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	第157条の2第1項

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第4（第5条第1項関係）

申 裁 申 請 書

年 月 日

電気通信紛争処理委員長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号（申請者が電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電

電気通信事業を営む者であるときは、記載を要しない。）
連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

(協定又は契約(注1))に関する協議が不調のため、電気通信事業法(関連条項(注1))の規定により、次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
仲裁判断を求める事項(注2)	
協議の不調の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注1 次の区分により、該当する協定又は契約及び電気通信事業法の関連条項を記載すること。

協定又は契約	関連条項
電気通信設備の接続に関する協定	第155条第1項
電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	第156条第1項において準用する同法第155条第1項
卸電気通信役務の提供に関する契約	第156条第2項において準用する同法第155条第1項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第157条第3項
電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	第157条の2第3項
認定铁塔等提供役務の提供に関する契約	第157条の3第3項

2 協議の相手である当事者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行つており、その旨の通知が電気通信紛争処理委員会からあつた場合には、当該協議の相手である当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

電気通信事業を営む者であるときは、記載を要しない。）
連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

(協定又は契約(注1))に関する協議が不調のため、電気通信事業法(関連条項(注1))の規定により、次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
仲裁判断を求める事項(注2)	
協議の不調の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注1 次の区分により、該当する協定又は契約及び電気通信事業法の関連条項を記載すること。

協定又は契約	関連条項
電気通信設備の接続に関する協定	第155条第1項
電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	第156条第1項
卸電気通信役務の提供に関する契約	第156条第2項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第157条第3項
電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	第157条の2第3項

2 協議の相手である当事者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行つており、その旨の通知が電気通信紛争処理委員会からあつた場合には、当該協議の相手である当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

備考 第6条「」の記載及び本条第6条の記載は、電機に関する法律及び電機に関する法律の施行規則を指す。

（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第八条 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第百六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
(携帯音声通信役務) 第二条 法第二条第二項の総務省令で定める電気通信役務は、携帯電話端末又はPHS端末と接続される電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三条第一項第一号に規定する端末系伝送路設備に接続される移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第三号ロに規定する移動端末設備をいう。）を用いることにより通話することを可能とするために電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表に掲げる音声伝送携帯電話番号又は特定IP電話番号を使用して提供される電気通信役務であつて、その提供を受けようとする者と電気通信事業者（電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下この条において同じ。）との間の契約に基づき提供されるものをいう。ただし、電気通信事業者と、当該電気通信事業者の提供する携帯音声通信に係る電気通信役務を利用して携帯音声通信に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者であつて当該電気通信役務に係る無線局を自ら開設していない者との間の契約に基づき当該者に対し提供されるものを除く。	
改正前	
(携帯音声通信役務) 第二条 法第二条第二項の総務省令で定める電気通信役務は、携帯電話端末又はPHS端末と接続される電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三条第一項第一号に規定する端末系伝送路設備に接続される移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいう。）を用いることにより通話することを可能とするために電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表に掲げる音声伝送携帯電話番号又は特定IP電話番号を使用して提供される電気通信役務であつて、その提供を受けようとする者と電気通信事業者（電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下この条において同じ。）との間の契約に基づき提供されるものをいう。ただし、電気通信事業者と、当該電気通信事業者の提供する携帯音声通信に係る電気通信役務を利用して携帯音声通信に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者であつて当該電気通信役務に係る無線局を自ら開設していない者との間の契約に基づき当該者に対し提供されるものを除く。	

（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律施行規則の一部改正）

第九条 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律施行規則（令和四年総務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(発信者情報) 第二条 法第二条第十号の総務省令で定める侵害情報の発信者の特定に資する情報は、次に掲げるものとする。 〔一〇五 略〕 六 侵害情報の送信に係る移動端末設備（電気通信事業法第十二条の二第四項第三号ロに規定する移動端末設備をいう。以下この条において同じ。）からのインターネット接続サービス利用者識別符号（移動端末設備からのインターネット接続サービス（利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（端末設備（同法第五十二条第一項に規定する端末設備をいう。）又は自営電気通信設備（同法第七十条第一項に規定する自営電気通信設備をいう。）と接続される伝送路設備をいう。）のうち、その一端がブラウザを搭載した移動端末設備と接続されるもの及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務（同法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。）をいう。次号において同じ。）の利用者をインターネットにおいて識別するために、当該サービスを提供する電気通信事業者（同法第五号に規定する電気通信事業者をいう。次号において同じ。）により割り当てられる文字、番号、記号その他の符号であつて、電気通信（同法第一号に規定する電気通信をいう。第五条において同じ。）により送信されるものをいう。以下この条において同じ。） 〔七〇十四 略〕	(発信者情報) 第二条 〔同上〕 〔一〇五 同上〕 六 侵害情報の送信に係る移動端末設備（電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいう。以下この条において同じ。）からのインターネット接続サービス利用者識別符号（移動端末設備からのインターネット接続サービス（利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（端末設備（同法第五十二条第一項に規定する端末設備をいう。）又は自営電気通信設備（同法第七十条第一項に規定する自営電気通信設備をいう。）と接続される伝送路設備をいう。）のうち、その一端がブラウザを搭載した移動端末設備と接続されるもの及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務（同法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。）をいう。次号において同じ。）の利用者をインターネットにおいて識別するために、当該サービスを提供する電気通信事業者（同法第五号に規定する電気通信事業者をいう。次号において同じ。）により割り当てられる文字、番号、記号その他の符号であつて、電気通信（同法第一号に規定する電気通信をいう。第五条において同じ。）により送信されるものをいう。以下この条において同じ。） 〔七〇十四 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和八年五月二十七日）から施行する。

（経過措置）

第二条 改正法附則第五条の規定により読み替えて適用する改正法第一条の規定による改正後の電気通信事業法（次項において「新法」という。）第十三条第五項の規定による届出をしようとする者は、第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「改正規則」という。）様式第六及び様式第七の届出書を提出しなければならない。

2 改正法附則第六条の規定により読み替えて適用する新法第十六条第三項及び第四項の規定による届出をしようとする者は、改正規則様式第六及び様式第七の届出書を提出しなければならない。

第三条 この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の電気通信事業法施行規則第四十条の七に規定する種別ごとにされている第一種適格電気通信事業者の指定に係る申請は、改正規則第四条第三項に規定する種別ごとになされた申請とみなす。

第四条 この省令の施行の日から三十日を経過する日までに、地域会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第一項第一号に規定する地域会社をいう。次項において同じ。）が改正法第三条

の規定による改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第八項の規定による届出をしようとする場合における第二条の規定による改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第二条の五の規定の適用については、同条中「活用業務（同条第七項に規定する活用業務をいう。以下同じ。）の開始の日の三十日前までに」とあるのは「あらかじめ」と、「同条第八項に規定する」とあるのは「同項に規定する」とする。

2 この省令の施行の際現に地域会社が営んでいる改正法第三条の規定による改正前の日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第六項の規定に基づく電気通信業務その他の業務についての第二条の規定による改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第二条の五の規定の適用については、同条中「活用業務（同条第七項に規定する活用業務をいう。以下同じ。）の開始の日の三十日前までに」とあるのは「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和八年総務省令第七十号）の施行の日から三月以内に」と、「同条第八項に規定する」とあるのは「同項に規定する」とする。